

## 9. 資 料 編

(1) 人口の推移	100
(2) 人口集中地区・土地利用別面積	101
(3) 彫刻設置状況	102
(4) 土地取引	106
(5) 道路交通量調査	108
(6) 都市計画に関する条例等一覧	
① 鹿児島市都市計画審議会条例	119
② 鹿児島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	120
③ 鹿児島市地区計画の案の作成手続に関する条例	124
④ 鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	125
⑤ 鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則	143
⑥ 鹿児島市景観条例	144
⑦ 鹿児島市屋外広告物条例	150
⑧ 鹿児島県が管理する港湾の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例	163
⑨ 鹿児島市建築協定条例	166
⑩ 鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例	166
⑪ 鹿児島市宅地開発に関する条例	168
⑫ 鹿児島市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例	170
⑬ 鹿児島市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例	172
(7) 鹿児島市都市計画審議会審議状況一覧表（令和2年度～令和3年度）	174
(8) 都市計画総括図	175
(9) 用語解説	193



## (2) 人口集中地区・土地利用別面積

(各年10月1日現在)

年次	世帯数	総人口	男	女	面積(k㎡)	1k㎡あたり人口密度
昭和45年	97,938	306,508	142,979	163,529	32.4	9,460人/k㎡
50	120,463	353,233	165,680	187,553	42.6	8,292
55	143,210	419,775	198,732	221,043	63.6	6,600
60	166,419	453,834	214,816	239,018	68.8	6,596
平成2年	179,090	466,476	218,775	247,701	72.6	6,425
7	188,380	478,211	224,018	254,193	73.5	6,506
12	205,834	484,491	226,278	258,213	74.82	6,475.4
17	213,259	488,393	227,232	261,161	74.68	6,539.8
22	221,005	489,699	226,830	262,869	75.38	6,496.4
27	224,840	482,548	224,161	258,387	74.59	6,496.3
令和2年	233,604	478,507	222,042	256,465	75.71	6,320.3

数値は平成12年までは旧鹿児島市  
資料：総務省統計局

土地利用区分	用途地域指定区域		用途地域指定区域外		都市計画区域計		都市計画区域外		行政区域		
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	
自然的 土地利用	農地										
	田	11.3	0.1	872.7	2.9	884.0	2.3	396.7	2.4	1,280.7	2.3
	畑	191.8	2.2	1,734.2	5.8	1,926.0	5.0	516.0	3.2	2,442.0	4.5
	小計	203.1	2.3	2,606.9	8.8	2,810.0	7.3	912.7	5.6	3,722.7	6.8
	山林	645.8	7.3	17,920.3	60.4	18,566.1	48.2	12,148.3	74.7	30,714.4	56.1
	水面	140.0	1.6	182.7	0.6	322.7	0.8	73.4	0.5	396.1	0.7
その他の自然地	444.7	5.0	4,136.7	14.0	4,581.4	11.9	1,844.4	11.3	6,425.8	11.7	
小計	1,433.6	16.2	24,846.6	83.8	26,280.2	68.3	14,978.8	92.1	41,259.0	75.3	
都市的 土地利用	宅地										
	住宅用地	2,921.2	33.0	1,351.0	4.6	4,272.2	11.1	250.0	1.5	4,522.2	8.3
	併用住宅用地	181.5	2.1	33.0	0.1	214.5	0.6	5.5	0.0	220.0	0.4
	商業用地	621.5	7.0	214.3	0.7	835.8	2.2	34.0	0.2	869.8	1.6
	工業用地	346.6	3.9	437.9	1.5	784.5	2.0	43.6	0.3	828.1	1.5
	小計	4,070.8	46.0	2,036.2	6.9	6,107.0	15.9	333.1	2.0	6,440.1	11.8
	農林漁業施設用地	2.5	0.0	70.4	0.2	72.9	0.2	22.3	0.1	95.2	0.2
	公共・公益用地	659.4	7.5	356.5	1.2	1,015.9	2.6	74.8	0.5	1,090.7	2.0
	道路用地	1,621.7	18.3	1,374.9	4.6	2,996.6	7.8	497.9	3.1	3,494.5	6.4
	交通施設用地	228.4	2.6	38.5	0.1	266.9	0.7	11.0	0.1	277.9	0.5
	公共空地	267.3	3.0	220.2	0.7	487.5	1.3	55.4	0.3	542.9	1.0
	その他の公共施設用地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	556.3	6.3	703.7	2.4	1,260.0	3.3	297.7	1.8	1,557.7	2.8
小計	7,406.4	83.8	4,800.4	16.2	12,206.8	31.7	1,292.2	7.9	13,499.0	24.7	
合計	8,840.0	100.0	29,647.0	100.0	38,487.0	100.0	16,271.0	100.0	54,758.0	100.0	

※四捨五入により合計が一致しない場合がある。

資料 平成30年度都市計画基礎調査

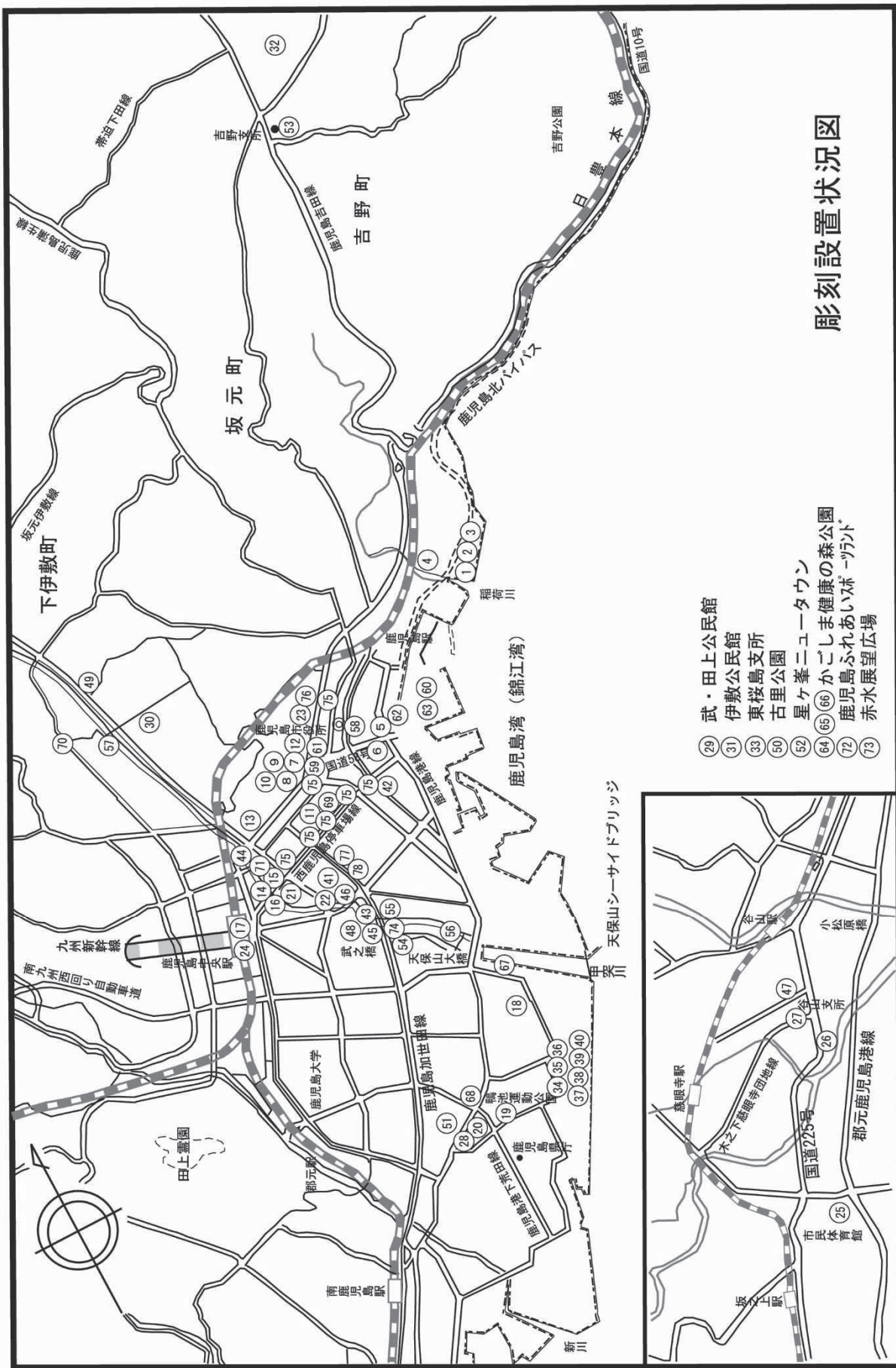
## (3) 彫刻設置状況

令和4年3月31日現在

図面 記号	名 称	場 所	設置年月日	作 者	設 置 者	備 考
1	ザビエル 上陸記念碑	祇園之洲公園	昭和53. 4. 23	ルイ・フランセン	ザビエル上陸 記念碑建設委員会	
2	薩英戦争記念碑	祇園之洲公園	大正6. 3.			
3	西南の役官軍 戦没者慰霊塔	祇園之洲公園	昭和52. 11. 15	中村晋也	鹿児島市	
4	東郷平八郎元帥像	多賀山公園	昭和32. 5. 27	雨田光平	かもめ会	製作 昭和16年8月
5	太平洋戦争民間 犠牲者慰霊碑	市庁前通線	昭和49. 6. 17	児島幸夫	南日本新聞社	
6	五代友厚銅像	泉公園	当初昭和36. 11. 12 移設昭和56. 3. 31	坂上政克	鹿児島市	長田陸橋袂から移設
7	西郷隆盛銅像	中央公園	昭和12. 5. 23	安藤照	南洲神社50年 奉賛会	台石とも8m、銅像本体5. 257m 昭和12年4月3日建設
8	従一位 島津久光公之像	城山公園(探勝園)	大正6. 9.	朝倉文夫	島津家	
9	従一位 島津忠義公之像	城山公園(探勝園)	大正6. 9.	朝倉文夫	島津家	島津家第29代当主
10	正一位 島津斉彬公之像	照国神社境内	大正6. 9.	朝倉文夫	島津家	島津家第28代当主
11	フランシスコ・ ザビエル胸像	ザビエル公園	昭和24.	柳田昌	朝日新聞社	
12	藤島武二胸像	市立美術館	昭和43.	本郷新	鹿児島市	美術館収蔵品
13	平田鞠負銅像	平田公園	昭和29. 5. 25	安藤士	薩摩義士200年祭 記念事業協賛会	
14	大久保利通銅像	甲突川左岸緑地	昭和54. 9. 26	中村晋也	大久保甲東百年 記念顕彰会	
15	ライオン像	甲突川左岸緑地	昭和53. 4. 30	北村誠一	ライオンズクラ ブ国際協会	記念事業
16	戦災復興 20周年記念塔	甲突川左岸緑地	昭和40. 12	福留繁	鹿児島市	
17	床次竹二郎 胸像顕彰碑	鹿児島中央駅前広場	昭和53. 10. 11	朝倉文夫	床次竹二郎顕彰 碑建立推進会	
18	坂本竜馬 新婚の旅碑	天保山公園	昭和55. 2. 28	中村晋也	鹿児島市	
19	太陽の讃歌	鴨池公園	昭和47. 8.	本郷新	鹿児島県	
20	貴様と俺の碑	鴨池公園	昭和41. 4.	中村晋也		
21	兵六夢物語の碑	中央高校前道路	昭和54. 3. 31	中村晋也	鹿児島市	
22	日高山伏物語の碑	甲突川左岸緑地 高麗橋～甲突橋	昭和54. 3. 31	中村晋也	鹿児島市	
23	薩摩辞書の碑	県立図書館入口	昭和56. 3. 31	中村晋也	鹿児島市	
24	若き薩摩の群像	鹿児島中央駅前広場	昭和57. 3. 31	中村晋也	鹿児島市	50万都市達成記念事業
25	聖木の声	市民体育館	昭和57. 3. 31	内村勝志	鹿児島市	モニュメント建設事業 (地元新進作家作品)

図面 記号	名 称	場 所	設置年月日	作 者	設 置 者	備 考
26	夏 の 日 に	谷山市民会館	昭和57. 3.31	立山美次	鹿児島市	モニュメント建設事業 (地元新進作家作品)
27	あしたの詩	谷山支所	昭和57. 3.31	原田茂	鹿児島市	
28	憩	鴨池公民館	昭和57. 3.31	木佐貫熙	鹿児島市	
29	碧海に捧ぐ	武・田上公民館	昭和57. 3.31	田中みどり	鹿児島市	
30	帽 子	城西公民館	昭和57. 3.31	溝口守一	鹿児島市	
31	忘れな草	伊敷公民館	昭和57. 3.31	西俣敏弘	鹿児島市	
32	ファンタジア	吉野公民館	昭和57. 3.31	楠元香代子	鹿児島市	
33	紙飛行機	東桜島支所	昭和57. 3.31	上床利秋	鹿児島市	モニュメント建設事業 (市民文化ホール 建設記念事業)
34	朝 の 調	文化公園	昭和58. 2. 6	圓鏝勝三	鹿児島市	
35	断	文化公園	昭和58. 2. 6	富永直樹	鹿児島市	
36	望	文化公園	昭和58. 2. 6	木下繁	鹿児島市	
37	雄 気	文化公園	昭和58. 2. 6	晝間弘	鹿児島市	
38	麗 新	文化公園	昭和58. 2. 6	北村治禧	鹿児島市	
39	日光に浴す	文化公園	昭和58. 2. 6	松田尚之	鹿児島市	市民文化ホール建設事業
40	渚のエウロペー	市民文化ホール 正面入口屋外	昭和58. 2. 6	淀井敏夫	鹿児島市	
41	慈 愛	市立病院	昭和58. 3.30	富永直樹	鹿児島市	市立病院整備事業 修了記念事業
42	石 燈 籠	いづろ交差点	昭和59. 3.24		鹿児島市	モニュメント建設事業
43	四 季 の 詩	甲突川左岸緑地	昭和61. 3.24	楠元香代子	鹿児島市	彫刻のあるまちづくり事業 (昭和59年度・昭和60年度) 甲突川河畔・緑と彫刻の道第1回作品
44	思い出・こだま	平 田 橋	昭和61. 3.30	山本正道	鹿児島市	彫刻のあるまちづくり事業 (昭和60年度) 甲突川河畔・緑と彫刻の道第2回作品
45	陽光を浴びて	甲突川左岸緑地	昭和62. 3.27	板橋一步	鹿児島市	彫刻のあるまちづくり事業 (昭和61年度) 甲突川河畔・緑と彫刻の道第3回作品
46	帽子の像	甲突川左岸緑地	昭和63. 3.31	佐藤忠良	鹿児島市	彫刻のあるまちづくり事業 (昭和62年度) 甲突川河畔・緑と彫刻の道第4回作品
47	朝の祈り、姉妹	谷山サザンホール 前 庭	平成元10.20	中村晋也	鹿児島市	彫刻のあるまちづくり事業 (昭和63年度、平成元年度)
48	は ば た き	甲突川右岸緑地	平成元11.24	増山俊春	鹿児島市	彫刻のあるまちづくり事業 (昭和63年度、平成元年度) 甲突川河畔・緑と彫刻の道第5回作品
49	想・ひととき	護 国 橋	平成2. 3.	竹 道 久	鹿児島市	
50	林芙美子銅像	古 里 公 園	平成2. 3.17	楠元香代子	鹿児島市	
51	中馬庚胸像	鴨池市営球場	平成2. 3.	立山義次	鹿児島市	
52	希 望 ・ 夢	星 座 橋 (星ヶ峯ニュータウン)	平成3. 2.10	竹 道 久	鹿児島市	
53	大石兵六夢物語の像	御 召 覧 公 園	平成3. 3	野間口泉	鹿児島市	

図面 記号	名 称	場 所	設置年月日	作 者	設 置 者	備 考
54	カルテット	甲突川右岸緑地	平成3. 3.31	関 谷 光 生	鹿 児 島 市	彫刻のあるまちづくり事業 〔平成元年度、2年度〕 甲突川河畔・緑と彫刻の道第6回作品
55	渚	甲突川左岸緑地	平成3.12. 8	舟 越 保 武	鹿 児 島 市	彫刻のあるまちづくり事業 〔平成2年度、3年度〕 甲突川河畔・緑と彫刻の道第7回作品
56	春のよろこび	甲突川左岸緑地	平成4. 3.26	桑 原 巨 守	鹿 児 島 市	彫刻のあるまちづくり事業 〔平成2年度、3年度〕 甲突川河畔・緑と彫刻の道第8回作品
57	風Ⅲ・翔	鶴 尾 橋	平成4. 3.	南 安 廣	鹿 児 島 市	
58	悠 雄	市庁前通線	平成4.10.19	速 水 史 朗	鹿 児 島 市	ロマンチックオブジェ事業 第1作
59	ま四角三つ	中 央 公 園	平成6. 3.28	掘 内 正 和	鹿 児 島 市	ロマンチックオブジェ事業 第2作
60	夏の思い出	北 埠 頭 ・ しおかぜ通り	平成5. 5.22	楠 元 香 代 子	(社)鹿 児 島 青年会議所	昭和29年生寄贈
61	小松帯刀銅像	中 央 公 園 (宝山ホール前)	平成6. 4.	西 俣 敏 弘	小松帯刀顕彰会	
62	コーリング2・飛 翔	北 埠 頭 入 口	平成7. 3.	高 崎 正 治	鹿 児 島 ライオン ズ ク ラ ブ	結成35周年記念事業
63	風	水 族 館 広 場	平成9. 2.12	澄 川 喜 一	鹿 児 島 市	ロマンチックオブジェ事業 第3作
64	卵 の 城	か ご し ま 健康の森公園	平成9. 3.	杭 谷 一 東	鹿 児 島 市	健康の森公園 モニュメント設置事業
65	風のリボン	か ご し ま 健康の森公園	平成9. 3.	長 崎 哲 士	鹿 児 島 市	健康の森公園 モニュメント設置事業
66	憩 い	か ご し ま 健康の森公園	平成9. 3.	竹 道 久	鹿 児 島 市	健康の森公園 モニュメント設置事業
67	調所広郷銅像	天 保 山 公 園	平成10. 3.	木 佐 貫 熙	前 迫 初 寛 ・ 野 添 武 二	
68	未 来 へ	鴨 池 公 園	平成10.12. 2	速 水 史 朗	鹿 児 島 市	ロマンチックオブジェ事業 第4作
69	ザビエルと薩摩人の 像	ザビエル公園	平成11.10. 8	溝 口 守 一	ザビエル上陸 顕 彰 会	鹿児島上陸四百五十周年
70	CONFLUENCE (合流)	永吉町450番地先	平成12. 3.27	ウイリアム・バイ (英)	鹿 児 島 市	タウンアメニティ事業
71	緑 の 翼	甲突川左岸緑地	平成12. 5	竹 道 久	鹿 児 島 県	
72	風の贈り物	鹿児島ふれあい スポーツランド	平成16.10.16	長 崎 哲 士	鹿 児 島 市	鹿児島ふれあいスポーツラ ンド建設事業
73	叫びの肖像	赤水展望広場	平成18. 3.19	大 成 浩	2005 長洲剛桜島オールナイトコンサート 記念モニュメント建立委員会	
74	松方正義銅像	甲突川右岸緑地	平成20. 6. 1	田 畑 功	(財)米盛誠心育成会	
75	観光オブジェ	加治屋町交差点付近 高見馬場交差点付近 等(計7ヶ所)	平成22.10. 4		鹿 児 島 市	観光オブジェ設置事業
76	天璋院像	鹿児島県歴史資料セ ンター黎明館前庭 (鶴丸城址)	平成22.12.19	中 村 晋 也	「篤姫館」 実行委員会	
77	ひととき	清滝川(山之口町)	平成23. 2	竹 道 久	鹿 児 島 市	清滝川通り(仮称)整備事業
78	耳を澄ませば	清滝川(樋之口町)	平成23. 2	竹 道 久	鹿 児 島 市	清滝川通り(仮称)整備事業



## (4) 土地取引

### 国土利用計画法（国土法）に基づく土地売買等届出

土地は現在から将来までの国民全体のための限られた資源であり生活の基盤です。このため、土地は地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正に利用することが大切です。

国土法では、こうした考え方に基づいて、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、一定面積以上の大規模な土地取引をしたときは、権利取得者（売買の場合であれば買主）に、その利用目的などを届出るよう規定しています。

#### ◇届出の必要な土地取引

次の条件を満たす土地取引は届出が必要です。

##### ・取引の形態

売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、現物出資、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約  
 完結権・買戻権等の譲渡、信託受益権の譲渡 ※これらの取引の予約である場合も含まれます。

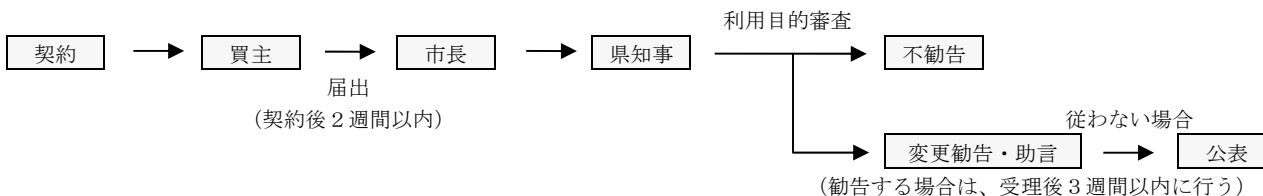
##### ・取引の規模（面積要件）

市街化区域 2,000 m<sup>2</sup>以上  
 市街化区域を除く都市計画区域 5,000 m<sup>2</sup>以上  
 都市計画区域以外の区域 10,000 m<sup>2</sup>以上

※個々の面積は小さくても、権利取得者が権利を取得する土地の合計面積が左記の面積以上となる場合（「買いの一団」といいます。）は届出が必要です。

#### ◇届出の手続

届出の必要な土地取引を行った場合、契約締結日から2週間以内に、権利取得者は、市町村長を経由して、県知事に届出を行わなければなりません。届出を受けた県知事は、利用目的について審査を行い、利用目的が土地の利用に関する計画に適合しない場合には、変更勧告または助言をすることがあります。



#### ◇届出に係る提出書類（すべて2部ずつ提出）

提出書類	説明	備考
土地売買等届出書	鹿児島市のホームページからもダウンロード可能	必須提出書類
位置図	土地の位置を確認できるもの 当該地に色ペン等で印をつけること	
周辺状況図	土地及び付近の状況を明らかにできるもの 当該地に色ペン等で印をつけること	
公図（字図）	当該地に色ペン等で印をつけること	
土地売買等の契約書の写し		任意提出書類 (必要に応じて提出)
実測図	実測面積による取引の場合	
土地利用計画図、その他	土地の利用計画を記した図面等 (造成計画平面図、建築設計図等)	



## 公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）に基づく届出

公拡法は、公有地の拡大の計画的な推進を図り、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に役立てることを目的として、地方公共団体等が公共目的の土地の取得を容易にするための手法として整備されました。

下記の土地を所有する者が、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、あらかじめ鹿児島市長に届出を行う必要があります。

### ◇届出の必要な土地

- (1) 都市計画施設の区域内に所在する 200 m<sup>2</sup>以上の土地
- (2) 都市計画区域内であって道路・公園・河川等として決定された区域内に所在する 200 m<sup>2</sup>以上の土地
- (3) 市街化区域 5,000 m<sup>2</sup>以上の土地  
区域区分の定めのない都市計画区域 10,000 m<sup>2</sup>以上の土地

### ◇届出に係る提出書類（すべて1部ずつ提出）

提出書類	説明
土地有償譲渡届出書	鹿児島市のホームページからもダウンロード可能
位置図	土地の位置を確認できるもの 当該地に色ペン等で印をつけること
周辺状況図	土地及び付近の状況を明らかにできるもの 当該地に印をつけること
公図（字図）	当該地に色ペン等で印をつけること

## 地価関連（地価公示・都道府県地価調査・不動産取引価格情報）

地価公示制度は、都市部及びその周辺地域等において一定数の標準地を選定し、その正常な価格（売手にも買手にもかたよらない客観的な価格）を定期的に公示することにより、土地取引や資産評価をするにあたって、土地の適正な価格を判断するための目安を提供することを目的としています。また、各都道府県が行う地価調査の基準地価格や、取引当事者へのアンケート調査による不動産取引価格情報も参考になります。

各価格情報は、県庁、市役所または国土交通省ホームページ（土地総合情報システム）で見ることができます。

	地価公示	都道府県地価調査	不動産取引価格情報
実施主体	国土交通省不動産鑑定委員会	各都道府県知事	国土交通省
調査方法	不動産鑑定士による鑑定評価	不動産鑑定士による鑑定評価	取引当事者へのアンケート調査
価格の性格	1月1日時点の正常な価格	7月1日時点の正常な価格	売買価格
価格の内容	標準地（更地）1㎡あたりの価格	標準地（更地）1㎡あたりの価格	実際に取引された価格
公表内容 （取引内容）	所在、価格、地積、土地利用状況、駅への接近状況等	所在、価格、地積、土地利用状況、駅への接近状況等	宅地（土地）、宅地（土地と建物）中古マンション等、農地、林地
公表時期	3月	9月	年4回
調査地点	全国約2.6万地点	全国約2.2万地点	全国約327万箇所以上（四半期毎追加）

## (5) 道路交通量調査

## ① 鹿児島市道路交通量調査

[過去5年(平成29年から令和3年)の調査結果です。]

図面 対照 番号	調査箇所	路線名	都市計画道路名	交通量(台/12h)				
				H29	H30	R元	R2	R3
1-1	平川町交差点 (指宿側)	国道226号	和田平川線	-	14,686	-	-	-
1-2	平川町交差点 (谷山側)	国道226号	和田平川線	-	19,980	-	-	-
1-3	平川町交差点 (知覧側)	県道谷山知覧線		-	6,194	-	-	-
4-1	交通安全教育センター前交差点 (和田側)	県道玉取迫鹿児島港線	本城和田線	-	-	27,268	-	26,237
4-2	交通安全教育センター前交差点 (御本町側)	県道郡元鹿児島港線	新川和田線	-	-	31,383	-	32,034
4-3	交通安全教育センター前交差点 (谷山港側)	市道にわ都市南線	本城和田線	-	-	13,926	-	13,097
4-4	交通安全教育センター前交差点 (七ツ島側)	県道玉取迫鹿児島港線	和田平川線	-	-	38,979	-	39,364
6-1	谷山支所前交差点 (和田側)	国道225号	海岸通線	12,406	-	12,623	-	9,026
6-2	谷山支所前交差点 (谷山支所側)	市道谷山支所前通線	谷山支所前通線	8,333	-	8,040	-	6,584
6-3	谷山支所前交差点 (南郵便局側)	国道225号	海岸通線	14,050	-	14,373	-	11,017
6-4	谷山支所前交差点 (産業道路側)	市道谷山支所前通線	谷山支所前通線	8,025	-	7,974	-	6,761
8-1	南警察署前交差点 (小松原側)	市道小松原山田線	小松原山田線	-	15,895	-	15,778	-
8-2	南警察署前交差点 (木材工業団地側)	市道東開9号線		-	11,710	-	11,504	-
8-3	南警察署前交差点 (南栄側)	県道郡元鹿児島港線	新川和田線	-	46,036	-	43,377	-
8-4	南警察署前交差点 (宇宿側)	県道郡元鹿児島港線	新川和田線	-	41,183	-	40,019	-
15-1	山田下交差点 (谷山北中学校側)	県道小山田谷山線		13,774	-	13,662	-	13,958
15-2	山田下交差点 (小松原側)	市道小松原山田線	小松原山田線	15,321	-	15,252	-	15,076
15-3	山田下交差点 (中山小学校側)	県道小山田谷山線		11,878	-	10,977	-	10,706
15-4	山田下交差点 (皇徳寺公民館側)	市道小松原山田線	皇徳寺山之田線	11,153	-	10,463	-	9,318
17-1	南小前交差点 (谷山側)	県道郡元鹿児島港線	新川和田線	36,190	-	35,017	-	34,413
17-2	南小前交差点 (鶴ヶ崎入口交差点側)	市道南港1号線	競馬場通線	6,495	-	6,293	-	5,880
17-3	南小前交差点 (郡元側)	県道郡元鹿児島港線	新川和田線	24,318	-	23,249	-	22,411
17-4	南小前交差点 (新川側)	市道南港1号線	競馬場通線	16,565	-	16,455	-	15,740
19-1	産業道路入口交差点 (産業道路側)	県道郡元鹿児島港線	新川和田線	20,882	20,278	20,292	19,324	18,487
19-2	産業道路入口交差点 (谷山側)	国道225号	海岸通線	29,362	27,277	27,967	26,273	24,346
19-3	産業道路入口交差点 (新川側)	国道225号	海岸通線	50,084	47,377	48,063	45,457	42,657
27-1	中郡交差点 (紫原側)	市道郡元宇宿線	高麗通線	14,076	-	14,012	14,227	12,491
27-2	中郡交差点 (鹿児島中央駅側)	市道唐湊線	唐湊通線	10,431	-	9,978	9,927	8,898

図面 対照 番号	調査箇所	路線名	都市計画道路名	交通量(台/12h)				
				H29	H30	R元	R2	R3
27-3	中郡交差点 (高麗側)	市道高麗本通線	高麗通線	16,428	-	16,597	16,098	13,747
27-4	中郡交差点 (鴨池側)	市道唐湊線	唐湊通線	14,429	-	14,083	13,474	11,368
34-1	荒田交差点 (郡元側)	県道鹿児島加世田線	谷山街道線	28,776	27,650	27,859	27,408	23,429
34-2	荒田交差点 (甲南高校側)	市道中洲通線	中洲通線	17,721	17,307	16,880	17,125	13,893
34-3	荒田交差点 (武之橋側)	県道鹿児島加世田線	谷山街道線	26,637	25,170	25,931	25,378	21,941
34-4	荒田交差点 (天保山中学校側)	市道中洲通線	中洲通線	14,032	13,607	13,438	13,425	10,839
35-1	天保山交差点 (鹿児島大学水産学部側)	国道225号	海岸通線	38,062	38,816	-	-	34,812
35-2	天保山交差点 (ハローワーク鹿児島側)	市道中洲通線	中洲通線	11,888	11,682	-	-	10,132
35-3	天保山交差点 (天保山大橋側)	国道225号	海岸通線	42,668	43,527	-	-	38,267
35-4	天保山交差点 (シルバー人材センター側)	市道与次郎ヶ浜中央線	天保山鴨池公園 線	14,048	13,301	-	-	12,719
35-5	天保山交差点 (天保山橋一方通行)	市道下荒田川沿線		1,388	1,278	-	-	1,162
37-1	中洲通り交差点 (鹿児島大学側)	市道高麗本通線	高麗通線	24,795	24,253	25,545	24,577	26,105
37-2	中洲通り交差点 (曙陸橋側)	市道中洲通線	中洲通線	19,396	19,966	19,024	18,819	17,690
37-3	中洲通り交差点 (高麗橋側)	市道高麗本通線	高麗通線	26,443	25,821	27,015	25,552	26,398
37-4	中洲通り交差点 (天保山側)	市道中洲通線	中洲通線	18,666	18,762	17,958	17,662	15,619
38-1	中洲電停交差点 (甲南高校側)	市道中洲通線	中洲通線	21,018	20,315	21,224	20,339	22,133
38-2	中洲電停交差点 (鹿児島大学側)	市道唐湊線	唐湊通線	14,783	14,139	14,800	14,736	13,619
38-3	中洲電停交差点 (曙陸橋側)	県道鹿児島東市来線	中洲通線	32,880	32,159	33,117	31,862	32,763
38-4	中洲電停交差点 (鹿児島中央駅側)	県道鹿児島東市来線	唐湊通線	16,067	15,711	15,937	15,601	13,105
39-1	建部神社前交差点 (建部神社側)	国道3号BP	武西別府線・鹿 児島東西線	29,235	28,617	29,898	28,481	28,240
39-2	建部神社前交差点 (常盤側)	市道武薬師線	田上本通線	8,383	8,115	8,128	7,997	7,742
39-3	建部神社前交差点 (曙陸橋側)	県道鹿児島東市来線	中洲通線	30,600	30,187	30,947	29,556	29,497
39-4	建部神社前交差点 (田上側)	県道鹿児島東市来線	田上本通線	8,206	8,055	7,585	7,328	7,535
40-1	武町交差点 (建部神社側)	県道鹿児島東市来線	中洲通線	30,635	29,784	-	-	-
40-2	武町交差点 (西田側)	市道平田橋武線	武通線	17,753	18,066	-	-	-
40-3	武町交差点 (曙陸橋側)	県道鹿児島東市来線	中洲通線	32,779	32,386	-	-	-
40-4	武町交差点 (田上側)	県道永吉入佐鹿児島線	武通線	16,959	17,282	-	-	-
56-1	小川埠頭入口交差点 (鹿児島駅側)	臨港道路	磯街道線	4,835	-	4,242	-	3,724
56-2	小川埠頭入口交差点 (易居町側)	臨港道路		14,996	-	14,049	-	13,273
56-3	小川埠頭入口交差点 (祇園之洲側)	国道10号鹿児島北バイパス	磯街道線	15,236	-	14,531	-	13,719

図面 対照 番号	調査箇所	路線名	都市計画道路名	交通量(台/12h)				
				H29	H30	R元	R2	R3
56-4	小川埠頭入口交差点 (桜島栈橋側)			1,943	-	1,356	-	1,372
58	冷水町(長田神社下)	市道冷水線	冷水通線	-	-	-	5,460	-
59-1	坂元入口交差点 (堅馬場交差点側)	県道鹿児島蒲生線	堅馬場通線	-	-	10,100	-	9,509
59-2	坂元入口交差点 (坂元側)	県道鹿児島蒲生線	催馬楽坂線	-	-	8,469	-	8,040
59-3	坂元入口交差点 (玉龍高校側)	市道池之上7号線	堅馬場通線	-	-	3,827	-	3,463
61-1	祇園之洲西口交差点 (磯海水浴場側)	市道上本町磯線		-	9,764	-	9,325	-
61-2	祇園之洲西口交差点 (上本町側)	市道上本町磯線		-	2,122	-	2,127	-
61-3	祇園之洲西口交差点 (祇園之洲側)	市道祇園之洲1号線		-	10,676	-	10,194	-
62	清水町(鳥越トンネル付近)	国道10号、県道鹿児島吉田線	館之馬場通線	34,791	-	-	32,391	-
63-1	玉里団地入口交差点 (鹿児島女子高等学校側)	市道冷水線	冷水通線	-	-	-	-	11,017
63-2	玉里団地入口交差点 (玉里トンネル側)	市道坂元玉里線	玉里坂元線	-	-	-	-	10,993
63-3	玉里団地入口交差点 (玉里水源側)	市道冷水線	冷水通線	-	-	-	-	8,902
64-1	下伊敷交差点 (鹿児島北インター側)	国道3号	伊敷街道線	-	-	29,361	-	36,290
64-2	下伊敷交差点 (鹿児島看護学校側)	県道坂元伊敷線		-	-	8,691	-	7,808
64-3	下伊敷交差点 (草牟田側)	国道3号	伊敷街道線	-	-	31,750	-	37,636
64-4	下伊敷交差点 (甲突川側)	県道徳重横井鹿児島線		-	-	8,290	-	6,614
65-1	仙巖園前交差点(旧集成館前交差点を含む) (磯庭園側)			718	665	539	354	902
65-2	仙巖園前交差点(旧集成館前交差点を含む) (磯海水浴場側)	市道上本町磯線		8,645	8,911	8,656	8,066	9,565
65-3	仙巖園前交差点(旧集成館前交差点を含む) (鳥越トンネル側)	国道10号		13,808	14,031	12,584	13,064	14,711
65-4	仙巖園前交差点(旧集成館前交差点を含む) (花倉側)	国道10号		21,805	22,353	20,753	20,782	23,684
68-1	吉野支所入口交差点 (吉野中学校側)	県道鹿児島吉田線	館之馬場通線	-	16,807	-	-	17,806
68-2	吉野支所入口交差点 (旧県立養護学校側)	市道帯迫皷川線	坂元寺山線	-	5,341	-	-	4,860
68-3	吉野支所入口交差点 (吉野支所側)	県道吉野公園線	坂元寺山線	-	6,662	-	-	6,340
68-4	吉野支所入口交差点 (大明ヶ丘団地入口交差点側)	県道鹿児島吉田線	館之馬場通線	-	15,650	-	-	16,582
69	柿木田バス停付近	県道小山田山谷山線		-	-	7,240	7,404	-
73-1	山田交差点 (星ヶ峯側)	県道永吉入佐鹿児島線		14,919	15,054	-	-	-
73-2	山田交差点 (広木側)	県道永吉入佐鹿児島線		17,296	17,060	-	-	-
73-3	山田交差点 (谷山北中学校側)	県道小山田山谷山線		15,565	15,038	-	-	-
75-1	南港南口交差点 (宇宿二丁目側)	県道郡元鹿児島港線	新川和田線	-	40,934	-	40,490	-
75-2	南港南口交差点 (国道225号側)	市道宇宿52号線	新栄宇宿線	-	9,994	-	9,565	-

図面 対照 番号	調査箇所	路線名	都市計画道路名	交通量(台/12h)				
				H29	H30	R元	R2	R3
75-3	南港南口交差点 (新栄町側)	県道郡元鹿兒島港線	新川和田線	-	44,755	-	44,576	-
75-4	南港南口交差点 (海岸側)	市道金属団地1号線	新栄宇宿線	-	14,195	-	14,083	-
76-1	紫原六丁目交差点 (宇宿町側)	市道郡元宇宿線	高麗通線	-	13,106	-	12,260	-
76-2	紫原六丁目交差点 (田上町側)	市道紫原中央線	紫原本通線	-	11,614	-	10,784	-
76-3	紫原六丁目交差点 (郡元側)	市道郡元宇宿線	高麗通線	-	14,276	-	13,343	-
76-4	紫原六丁目交差点 (紫原四丁目側)	市道紫原中央線	紫原本通線	-	11,338	-	10,555	-
78-1	武岡団地常盤口交差点 (武岡小側)	市道武岡団地99号線		4,258	4,353	-	-	-
78-2	武岡団地常盤口交差点 (明和側)	市道水上坂横井線		6,647	6,865	-	-	-
78-3	武岡団地常盤口交差点 (常盤町側)	市道水上坂横井線		7,064	7,343	-	-	-
78-4	武岡団地常盤口交差点 (武岡1丁目側)	市道武岡団地86号線		3,607	3,843	-	-	-
79-1	原良配水池前交差点 (田上町側)	市道武岡団地中央線		8,028	-	8,329	-	-
79-2	原良配水池前交差点 (武岡台小側)	市道水上坂横井線		9,487	-	9,640	-	-
79-3	原良配水池前交差点 (明和側)	市道武岡原良線		10,715	-	10,708	-	-
79-4	原良配水池前交差点 (常盤町側)	市道水上坂横井線	武武岡線	7,162	-	7,327	-	-
82	鼓川バス停付近	市道鼓川線	鼓川通線	6,699	5,858	6,465	6,863	-
97-1	希望ヶ丘団地入口交差点 (上福元側)	県道鹿兒島加世田線	笹貫西塩屋線	16,260	-	15,977	15,203	-
97-2	希望ヶ丘団地入口交差点 (中山側)	市道小松原山田線	小松原山田線	17,947	-	17,798	17,569	-
97-3	希望ヶ丘団地入口交差点 (宇宿側)	県道鹿兒島加世田線	笹貫西塩屋線	17,057	-	16,650	16,285	-
97-4	希望ヶ丘団地入口交差点 (東開町側)	市道小松原山田線	小松原山田線	16,158	-	16,213	15,911	-
153-1	新永田橋交差点 (南高校側)	県道鹿兒島加世田線	南清見諏訪線	18,300	18,725	17,950	13,106	12,608
153-2	新永田橋交差点 (永田橋側)	県道鹿兒島加世田線	笹貫西塩屋線	16,718	16,876	16,165	16,305	16,249
153-3	新永田橋交差点 (谷山駅側)		南清見諏訪線	3,672	4,657	4,829	6,752	7,050
153-4	新永田橋交差点 (谷山中学校側)		辻之堂本城線				6,879	7,795
163-1	シサイトブリッジ右岸交差点 (市民文化ホール側)	市道与次郎ヶ浜2号線		-	12,172	-	12,063	-
163-2	シサイトブリッジ右岸交差点 (ニシムタ側)	市道与次郎ヶ浜2号線	与次郎一丁目大通線	-	3,890	-	3,968	-
163-3	シサイトブリッジ右岸交差点 (シサイトブリッジ側)	臨港道路		-	12,334	-	11,971	-
165-1	田上ランプ交差点 (田上小学校側)	県道鹿兒島東市来線		9,735	9,793	9,659	8,881	9,760
165-2	田上ランプ交差点 (西陵・大峯側)	県道鹿兒島東市来線	武西別府線	12,694	12,035	11,382	11,429	11,469
165-3	田上ランプ交差点 (武岡トンネル側)	国道3号BP	武西別府線・鹿 兒島東西線	5,748	5,291	4,901	5,322	5,232
165-4	田上ランプ交差点 (鹿兒島インター側)	国道3号BP	鹿兒島東西線	4,289	4,314	4,578	4,050	4,496

図面 対照 番号	調査箇所	路線名	都市計画道路名	交通量(台/12h)				
				H29	H30	R元	R2	R3
165-5	田上ランプ交差点 (中園線側一方通行)	市道高原線		940	897	842	786	685
201-1	谷山駅前交差点 (平川側)	国道225号	海岸通線	14,321	-	-	15,204	15,466
201-3	谷山駅前交差点 (谷山駅側)		谷山停車場線	651	-	-	1,014	1,047
201-4	谷山駅前交差点 (郡元側)	国道225号	海岸通線	15,254	-	-	15,752	16,158
201-5	谷山駅前交差点 (谷山中央二丁目側一方通行)	市道南清見1号線		35	-	-	34	29
212-1	坂元住宅入口交差点 (坂元郵便局側)	県道鹿兒島蒲生線	催馬楽坂線	-	11,010	-	10,577	-
212-2	坂元住宅入口交差点 (下伊敷側)	県道坂元伊敷線		-	5,809	-	5,716	-
212-3	坂元住宅入口交差点 (薩摩吉田インター側)	県道鹿兒島蒲生線	催馬楽坂線	-	13,191	-	12,365	-
213-1	(仮)南消防署谷山分遣隊前交差点 (慈眼寺駅側)	市道諏訪和田線	御所下和田名線	-	-	5,889	-	-
213-2	(仮)南消防署谷山分遣隊前交差点 (谷山インター側)	県道鹿兒島加世田線	南清見諏訪線	-	-	9,964	-	-
213-3	(仮)南消防署谷山分遣隊前交差点 (鹿兒島南高校側)	県道鹿兒島加世田線	南清見諏訪線	-	-	12,677	-	-
213-4	(仮)南消防署谷山分遣隊前交差点 (谷山インター側)	県道鹿兒島加世田線	南清見諏訪線	-	-	12,751	-	-
213-5	(仮)南消防署谷山分遣隊前交差点 (中山町側)	市道万田ヶ字都平馬場線		-	-	6,635	-	-
213-6	(仮)南消防署谷山分遣隊前交差点 (鹿兒島南高校側)	県道鹿兒島加世田線	南清見諏訪線	-	-	11,712	-	-
215-1	金属団地入口交差点 (脇田川側)	国道225号	海岸通線	36,179	33,697	-	-	-
215-2	金属団地入口交差点 (二軒茶屋側)	国道225号	海岸通線	39,161	36,498	-	-	-
215-3	金属団地入口交差点 (産業道路側)	市道宇宿53号線		8,280	8,227	-	-	-
216-1	金属団地交差点 (脇田川側)	県道郡元鹿兒島港線	新川和田線	41,627	40,400	41,249	40,093	36,019
216-2	金属団地交差点 (国道225号側)	市道宇宿53号線		7,677	7,281	7,645	7,272	6,874
216-3	金属団地交差点 (新栄町側)	県道郡元鹿兒島港線	新川和田線	42,640	41,081	42,078	40,897	35,890
216-4	金属団地交差点 (マリンポート側)	市道金属団地2号線		8,786	7,980	8,458	8,026	7,717
217-1	マリンポート大橋付近 (黎明みなと大橋側)	臨港道路		-	-	9,077	-	8,294
217-2	マリンポート大橋付近 (産業道路側)	市道金属団地2号線		-	-	9,942	-	9,021
217-3	マリンポート大橋付近 (南港側)	臨港道路		-	-	496	-	340
217-4	マリンポート大橋付近 (マリンポート側)			-	-	1,785	-	1,399
218-1	愛の聖母園前交差点 (谷山分遣隊側)	県道鹿兒島加世田線	南清見諏訪線	-	11,790	11,674	10,510	-
218-2	愛の聖母園前交差点 (谷山西農協側)	県道小山田谷山線		-	7,696	7,467	7,285	-
218-3	愛の聖母園前交差点 (谷山駅側)	県道鹿兒島加世田線	南清見諏訪線	-	13,663	13,514	11,455	-
218-4	愛の聖母園前交差点 (谷山中学校側)	市道田辺和田線	惣福森山線	-	6,639	6,167	4,878	-
219-1	愛の聖母園前交差点西側 (谷山分遣隊側)	県道鹿兒島加世田線	南清見諏訪線	-	-	12,751 (213-4調査)	-	-

図面 対照 番号	調査箇所	路線名	都市計画道路名	交通量(台/12h)				
				H29	H30	R元	R2	R3
219-2	愛の聖母園前交差点西側 (万田ヶ宇都墓地側)	市道万田ヶ宇都平馬場線		-	-	6,635 (213-5調査)	-	-
223-1	南栄一丁目交差点西側 (谷山側)	市道小松原団地1号線		-	-	-	2,123	-
223-2	南栄一丁目交差点西側 (小松原側)	市道東清見6号線		-	-	-	2,673	-
223-3	南栄一丁目交差点西側 (南栄側)	市道小松原団地1号線		-	-	-	2,662	-
224-1	清見橋北交差点 (谷山駅側)	国道225号	海岸通線	17,526	-	-	-	-
224-2	清見橋北交差点 (中村踏切側)	市道北清見薬師堂線	北清見薬師堂線	7,021	-	-	-	-
224-3	清見橋北交差点 (谷山電停側)	国道225号	海岸通線	16,230	-	-	-	-
224-4	清見橋北交差点 (一方通行)	市道小松原6号線		305	-	-	-	-
224-5	清見橋北交差点 (谷山緑地側)	市道小松原7号線		2,954	-	-	-	-
226-1	広木いさしき北交差点 (山田側)	県道永吉入佐鹿児島線		17,531	-	17,330	-	18,615
226-2	広木いさしき北交差点 (広木農協側)	県道永吉入佐鹿児島線		12,448	-	11,961	-	10,572
226-3	広木いさしき北交差点 (宇宿中間側)	市道宇宿広木線	宇宿広木線	6,107	-	6,205	-	8,865
228-1	城山トンネル北口交差点 (草牟田側)	市道冷水城山団地線	易居草牟田線	13,029	12,525	-	12,122	-
228-2	城山トンネル北口交差点 (玉里側)	市道冷水線	冷水通線	3,550	3,717	-	3,392	-
228-3	城山トンネル北口交差点 (下竜尾側)	市道冷水線	冷水通線	5,410	5,524	-	5,116	-
228-4	城山トンネル北口交差点 (冷水側)	市道冷水城山団地線		2,052	2,057	-	1,924	-
228-5	城山トンネル北口交差点 (草牟田側)	市道冷水城山団地線		2,053	1,965	-	1,894	-
228-6	城山トンネル北口交差点 (城山トンネル側)	市道城山冷水線	易居草牟田線	11,178	10,752	-	10,386	-
230-1	甲南高校前交差点 (中洲通り側)	市道高麗本通線	高麗通線	27,019	28,547	-	-	-
230-2	甲南高校前交差点 (鹿児島中央駅)	市道甲南線	上之園通線	7,871	8,392	-	-	-
230-3	甲南高校前交差点 (高麗橋側)	市道高麗本通線	高麗通線	21,699	21,761	-	-	-
230-4	甲南高校前交差点 (下荒田町側)	市道二中通線		1,881	1,322	-	-	-
231-1	鴨池フェリー入口交差点東側 (緑地公園側)	市道鴨池新町8号線	鴨池新町三和線	4,368	4,153	-	3,866	-
231-2	鴨池フェリー入口交差点東側 (鴨池中学校側)	市道南港2号線	真砂本町埠頭線	15,188	14,965	-	14,244	-
231-3	鴨池フェリー入口交差点東側 (県庁側)	県道鹿児島港下荒田線	鴨池港線	9,347	8,980	-	8,636	-
231-4	鴨池フェリー入口交差点東側 (鴨池フェリーターミナル側)	県道鹿児島港下荒田線	真砂本町埠頭線	9,513	9,422	-	8,724	-
232-1	南清見交差点(谷山支所側)	国道225号	海岸通線	-	14,976	14,875	14,335	16,218
232-2	南清見交差点(永田橋側)		南清見諏訪線	-	4,331	4,578	5,957	5,738
232-3	南清見交差点(清見橋側)	国道225号	海岸通線	-	16,044	15,380	15,300	16,583
232-4	南清見交差点(産業道路側)	市道南清見線		-	563	585	736	507

図面 対照 番号	調査箇所	路線名	都市計画道路名	交通量(台/12h)				
				H29	H30	R元	R2	R3
233-1	中洲電停交差点東側市道 (鹿児島中央駅側)	市道中央町23号線		-	584	605	-	-
233-2	中洲電停交差点東側市道 (鹿児島中央駅側)	市道上之園10号線		-	386	355	-	-
233-3	中洲電停交差点東側市道 (鹿児島大学側)	市道上荒田18号線		-	202	154	-	-
234-1	中洲通り交差点西側市道 (高麗橋側)	市道上之園13号線		-	132	103	-	-
234-2	中洲通り交差点西側市道 (鹿児島大学側)	市道上荒田20号線		-	211	117	-	-
234-3	中洲通り交差点西側市道 (鹿児島大学側)	市道上荒田22号線		-	266	201	-	-
235-1	西清見向川原線内交差点 (春日橋側)	市道薬師堂9号線		-	-	3,319	3,518	-
235-2	西清見向川原線内交差点 (中山町側)	市道永田向川原東線	西清見向川原線	-	-	3,179	3,358	-
235-3	西清見向川原線内交差点 (清和1丁目側)	市道薬師堂8号線		-	-	3,054	3,256	-
235-4	西清見向川原線内交差点 (東谷山2丁目側一方通行)	市道薬師堂3号線		-	-	376	355	-
235-5	西清見向川原線内交差点 (薬師堂交差点側)	市道永田向川原東線	西清見向川原線	-	-	2,352	2,479	-
236-1	清見橋南交差点 (谷山中央3丁目側)	市道南清見3号線		-	-	546	589	-
236-2	清見橋南交差点 (谷山駅前交差点側)	国道225号	海岸通線	-	-	15,755	15,674	-
236-3	清見橋南交差点 (永田川側)			-	-	204	356	-
236-4	清見橋南交差点 (宇宿側)	国道225号	海岸通線	-	-	17,259	17,241	-
236-5	清見橋南交差点 (東清見排水機場側)	市道南清見更生線		-	-	2,188	2,446	-
237-1	吉野町帯迫中央交差点 (下田三文字交差点側)	県道帯迫下田線	下田西菖蒲谷線	-	-	5,603	-	-
237-2	吉野町帯迫中央交差点 (吉田IC側)	県道鹿児島吉田線	館之馬場通線	-	-	15,688	-	-
237-3	吉野町帯迫中央交差点 (吉野東中学校側)		下田西菖蒲谷線	-	-	3,455	-	-
237-4	吉野町帯迫中央交差点 (吉野中学校側)	県道鹿児島吉田線	館之馬場通線	-	-	14,856	-	-
238-1	原良配水池前交差点東側 (武岡中央公園側)	市道武岡団地112号線		-	-	723	-	-
238-2	原良配水池前交差点東側 (武岡中側)	市道水上坂横井線	武武岡線	-	-	7,349	-	-
238-3	原良配水池前交差点東側 (原良団地側)	市道日枝ヶ迫線		-	-	2,143	-	-
238-4	原良配水池前交差点東側 (樟南高校側)	市道水上坂横井線		-	-	6,583	-	-
239-1	武岡団地住宅付近 (武岡小学校側)	市道水上坂横井線		-	-	7,259	-	-
239-2	武岡団地住宅付近 (常盤町側)	市道水上坂横井線		-	-	3,598	-	-
239-3	武岡団地住宅付近 (常盤トンネル側)	市道武武岡線		-	-	3,661	-	-
240-1	吉野中学校北東交差点 (菖蒲谷入口交差点側)	市道開拓36号線		-	-	-	3,576	-
240-2	吉野中学校北東交差点 (吉野町帯迫中央交差点側)	市道開拓32号線	下田西菖蒲谷線	-	-	-	1,631	-
240-3	吉野中学校北東交差点 (吉田IC側)	市道開拓36号線		-	-	-	2,232	-



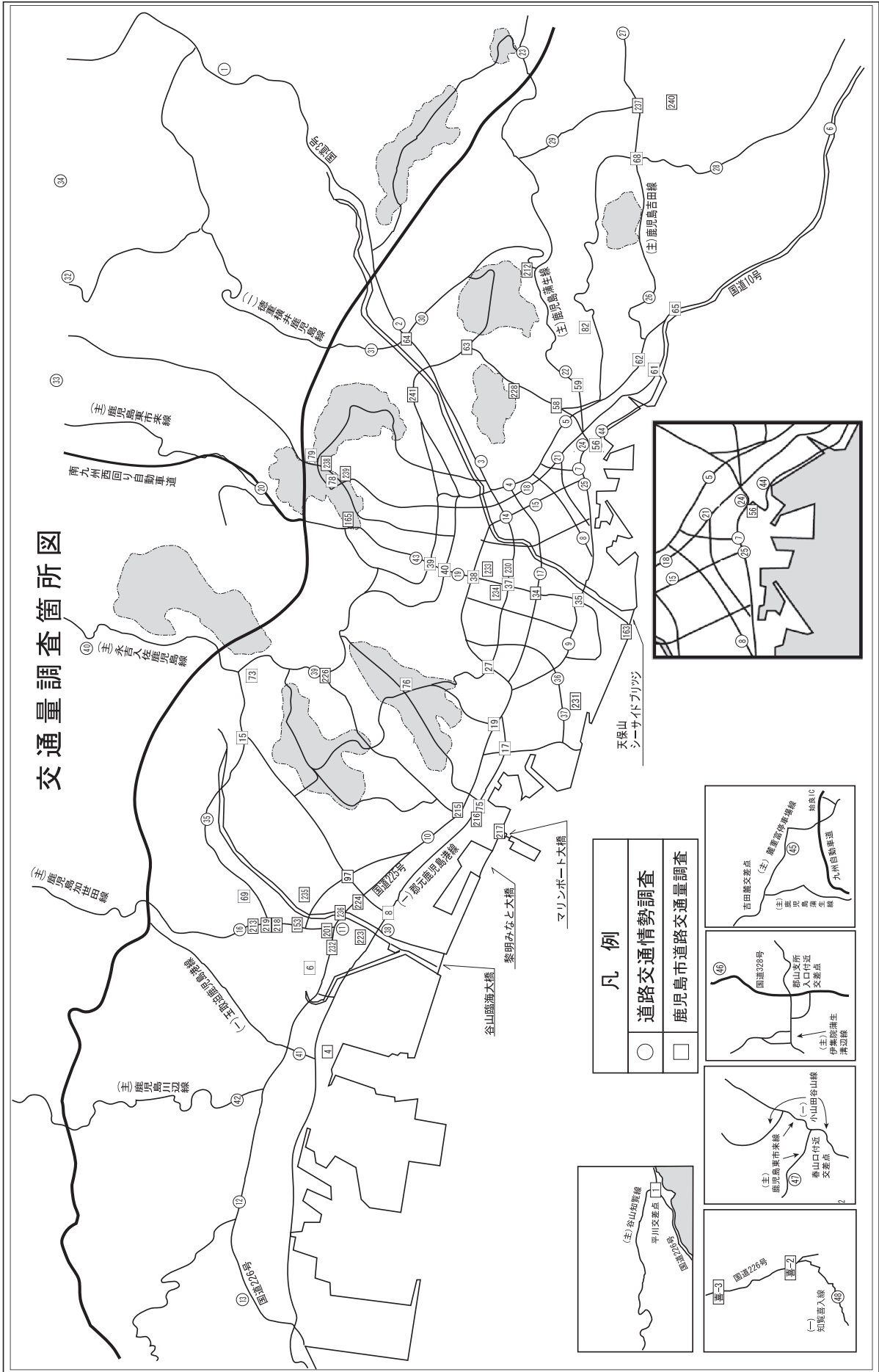
図面 対照 番号	調査箇所	路線名	都市計画道路名	交通量(台/12h)				
				H29	H30	R元	R2	R3
240-4	吉野中学校北東交差点 (吉野東中学校側)	市道開拓32号線	下田西菖蒲谷線	-	-	-	327	-
241-1	玉江橋西口交差点 (アリーナ側)	市道アリーナ中央通線	原良本通線	-	-	-	-	9,580
241-2	玉江橋西口交差点 (原良・かけごし側)	市道永吉西田線		-	-	-	-	294
241-3	玉江橋西口交差点 (明和団地側)	市道永吉団地4号線		-	-	-	-	2,966
241-4	玉江橋西口交差点 (小野側)	市道小野山手線		-	-	-	-	2,753
241-5	玉江橋西口交差点 (伊敷側)	市道城西岩崎橋線		-	-	-	-	5,553
241-6	玉江橋西口交差点 (国道3号側)	市道玉江橋線	原良本通線	-	-	-	-	7,298
241-7	玉江橋西口交差点 (アリーナ正門側)	市道城西岩崎橋線		-	-	-	-	356
喜2-1	愛宕橋南側交差点 (喜入中名町側)	市道福田線		570	-	-	-	-
喜2-2	愛宕橋南側交差点 (中名駅側)	国道226号		14,352	-	-	-	-
喜2-3	愛宕橋南側交差点 (石油基地側)	市道旧市～中央線		46	-	-	-	-
喜2-4	愛宕橋南側交差点 (喜入支所側)	国道226号		14,026	-	-	-	-
喜3-1	瀬々串小入口交差点 (瀬々串駅側)	国道226号		-	-	-	-	13,794
喜3-2	瀬々串小入口交差点 (平川側)	国道226号		-	-	-	-	14,231
喜3-3	瀬々串小入口交差点 (瀬々串小学校側)	市道瀬々串中央線		-	-	-	-	929

## ② 道路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査

資料:鹿児島県道路交通情勢調査

図面 対照 番号	路線名	調査箇所	交通量 [台/12h、( )は台/24h]						都市計画道路名
			平6	平9	平11	平17	平22	平27	
1	国道3号	小山田町	13,609	14,410	15,053	14,368 (18,247)	12,836 (16,227)	12,552 (16,261)	
2	〃	伊敷町	32,609	33,629	37,860	37,456	—	—	伊敷街道線
3	〃	新照院町	37,124 (52,145)	37,474 (52,810)	39,257 (55,468)	36,409 (50,639)	34,262 (43,170)	32,093 (40,437)	伊敷街道線
4	〃	照国町	27,054	25,556	27,479	27,333 (37,993)	24,642 (31,049)	25,243 (31,806)	館之馬場通線
5	国道10号	山下町	31,209	31,818	31,175	32,078 (45,551)	28,920 (36,346)	27,224 (34,302)	館之馬場通線
6	〃	吉野町竜ヶ水	19,165 (25,713)	20,938 (29,233)	22,638 (31,970)	24,136 (34,255)	23,451 (32,159)	21,816 (30,231)	
7	国道58号	中町	6,749	6,623	7,080	7,567 (10,745)	6,822 (8,596)	9,946 (12,532)	朝日通線
8	国道225号	呉服町	8,799	8,464	7,805	8,003 (11,124)	8,118 (10,716)	7,224 (10,010)	南林寺通線
9	〃	与次郎二丁目	37,039	40,386	37,569	42,117 (58,543)	42,722 (56,393)	41,002 (56,173)	海岸通線
10	〃	小松原一丁目	24,395 (33,580)	27,294 (37,874)	28,022 (39,380)	29,143 (40,638)	29,517 (41,029)	28,610 (39,196)	海岸通線
11	〃	谷山中央二丁目	12,973	17,244	16,020	16,733 (23,259)	16,948 (23,558)	15,177 (20,758)	海岸通線
12	〃	下福元町	7,380	8,374	8,598	10,803 (15,016)	10,942 (15,209)	11,191 (14,384)	
13	国道226号	下福元町	5,003	5,040	5,532	5,088 (6,614)	7,780 (9,794)	7,924 (9,849)	
14	鹿児島中央停車場線	西千石町	18,351	20,159	17,198	15,953 (22,175)	15,086 (19,461)	14,215 (18,053)	中央通線
15	〃	東千石町	20,423 (28,752)	20,329 (28,609)	19,063 (27,375)	18,579 (26,719)	16,725 (24,084)	15,487 (19,668)	中央通線
16	鹿児島加世田線	上福元町諏訪	9,425	10,694	10,448	12,560 (17,458)	12,229 (15,775)	13,039 (16,429)	南清見諏訪線
17	〃	下荒田一丁目	32,566	33,192	33,731	32,345 (44,960)	26,532 (34,226)	28,573 (36,859)	谷山街道線
18	鹿児島東市来線	東千石町	17,031	14,542	15,060	14,138 (19,652)	12,611 (16,268)	13,326 (16,791)	千石馬場通線
19	〃	武一丁目	31,758 (43,591)	32,676 (43,886)	32,620 (43,834)	30,300 (41,560)	32,062 (43,925)	33,229 (43,530)	中洲通線
20	〃	西別府町	9,437	10,748	10,032	10,433 (12,728)	6,858 (8,612)	7,211 (9,086)	
21	鹿児島蒲生線	山下町	13,433	9,402	9,171	8,607 (11,964)	8,318 (10,730)	8,693 (10,953)	千石馬場通線
22	〃	上竜尾町	8,450	8,519	8,240	7,965 (11,071)	7,322 (9,335)	8,445 (10,830)	催馬楽坂線
23	鹿児島蒲生線	川上町	6,336 (7,841)	7,137 (8,418)	7,552 (9,381)	8,339 (10,030)	7,957 (10,005)	8,104 (10,078)	

図面 対照 番号	路線名	調査箇所	交通量 [台/12h、( )は台/24h]						都市計画道路名
			平6	平9	平11	平17	平22	平27	
24	鹿児島停車場線	小川町	22,556	13,012	14,057	13,182 (17,796)	12,692 (16,373)	12,272 (15,463)	海岸通線
25	鹿児島港線	住吉町	29,684	29,915	27,974	28,831 (38,922)	29,841 (38,495)	28,711 (37,037)	海岸通線
26	鹿児島吉田線	吉野町雀ヶ宮	20,192	22,024	22,010	23,041 (28,571)	21,317 (26,646)	21,077 (26,979)	館之馬場通線
27	〃	川上町花棚	10,077	11,952	11,722	13,601 (18,905)	13,744 (17,730)	14,573 (18,508)	館之馬場通線
28	吉野公園線	吉野町中之川	3,336	3,345	1,951	2,903 (3,542)	3,091 (3,771)	3,693 (4,505)	
29	帯迫下田線	下田町柚木迫	3,578	4,032	4,271	4,370 (5,331)	5,213 (6,360)	5,330 (6,609)	
30	坂元伊敷線	下伊敷町日当平	6,083	6,947	7,164	7,318 (9,879)	7,801 (10,063)	7,591 (9,489)	
31	徳重横井鹿児島線	小野町鶴之村	9,259	9,243	7,471	7,933	—	—	
32	〃	犬迫町	6,372	2,908	3,012	6,733 (8,214)	5,958 (7,115)	7,221 (8,779)	
33	小山田谷山線	石谷町	—	—	—	8,786 (10,719)	12,929 (15,773)	12,898 (16,380)	
34	〃	小山田町	—	—	—	1,034 (1,261)	858 (1,047)	803 (980)	
35	〃	中山町大園	7,520	8,928	9,338	10,742 (13,642)	10,230 (12,788)	10,054 (12,668)	
36	鹿児島港下荒田線	鴨池新町	11,672	15,988	—	—	—	—	鴨池港線
37	〃	鴨池新町	11,672	30,394	29,239	25,964 (35,051)	25,048 (32,312)	23,329 (30,094)	鴨池港線
38	郡元鹿児島港線	東開町	43,678	46,530	46,237	49,490 (66,812)	49,522 (63,883)	44,168 (59,185)	新川和田線
39	永吉入佐鹿児島線	田上町広木	14,971	16,763	16,884	16,093 (19,633)	16,423 (20,036)	17,095 (21,711)	
40	〃	五ヶ別府町川口	8,997	5,610	6,409	15,485 (18,892)	8,620 (10,516)	10,272 (12,943)	
41	玉取迫鹿児島港線	和田町	15,480	27,148	27,722	22,701 (27,695)	21,752 (28,060)	22,924 (29,343)	本城和田線
42	鹿児島川辺線	下福元町	5,700	5,862	6,456	6,796 (9,446)	8,605 (11,100)	9,013 (11,356)	
43	国道3号	田上七丁目	23,440	23,351	24,425	24,421 (33,945)	23,863 (31,261)	29,512 (38,618)	武西別府線
44	国道10号	浜町	10,914	12,466	15,750	15,628 (22,192)	15,184 (20,802)	11,544 (15,309)	磯街道線
45	麓重富停車場線	東佐多町	5,461	4,830	5,128	6,157 (7,512)	7,184 (9,171)	7,899 (10,038)	
46	国道328号	花尾町	5,656	6,495	6,826	6,063 (7,943)	5,113 (6,289)	5,057 (6,382)	
47	鹿児島東市来線	上谷口町	8,598	10,765	10,748	6,673 (8,275)	4,125 (5,156)	4,283 (5,268)	
48	知覧喜入線	喜入一倉町	3,993	4,064	4,049	3,415 (4,244)	3,194 (4,022)	3,479 (4,182)	



## (6) 都市計画に関する条例等一覧

### ① 鹿児島市都市計画審議会条例

〔平成12年 3月27日  
条例 第28号〕

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、鹿児島市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 10人以内
- (2) 市議会の議員 2人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内
- (4) 鹿児島県の職員 2人以内
- (5) その他市長が必要と認める者 4人以内

2 委員の任期は、次のとおりとする。ただし、第1号に掲げる委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 前項第1号及び第5号に掲げる委員 2年
- (2) 前項第2号から第4号までに掲げる委員 任命の際における職にある期間

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設局都市計画部都市計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(鹿児島市都市計画審議会条例の廃止)

2 鹿児島市都市計画審議会条例(昭和44年条例第37号)は、廃止する。

#### 鹿児島市都市計画審議会委員

区 分	人 員	備 考
学 識 経 験 の あ る 者	10人	経済、土木、法律、都市計画、建築、農業、商工、環境、文化・社会、観光
市 議 会 の 議 員	2人	鹿児島市市議会議員
関 係 行 政 機 関 の 職 員	2人	国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長
鹿 児 島 県 の 職 員	2人	鹿児島県鹿児島地域振興局建設部長、鹿児島県警察本部交通部交通規制課長
その他市長が必要と認める者	4人	

## ② 鹿児島市風致地区内における建築等の規制に関する条例

平成24年12月25日  
条例 第73号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づき、風致地区（その面積が10ヘクタール以上で、かつ、鹿児島市の区域外にわたるものを除く。以下同じ。）内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可を要する行為)

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
  - (2) 建築物等の色彩の変更
  - (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
  - (4) 水面の埋立て又は干拓
  - (5) 木竹の伐採
  - (6) 土石の類の採取
  - (7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、前項の許可を受けることを要しない。
- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
  - (2) 国、県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
  - (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - (4) 建築物の新築、改築又は増築で、新築に係る建築物又は改築若しくは増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの（新築、改築又は増築後の建築物の高さが8メートルを超えることとなるものを除く。）
  - (5) 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
  - (6) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築又は移転
    - ア 風致地区内において行う行事に必要な仮設の工作物
    - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
    - ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
    - エ その他の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
  - (7) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
  - (8) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
  - (9) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
  - (10) 次に掲げる木竹の伐採
    - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
    - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
    - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
    - エ 仮植した木竹の伐採
    - オ この項の各号及び次条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
  - (11) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第8号の宅地の造成等と同程度のもの
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
    - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
    - イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
      - (イ) 建築物の新築、改築、増築又は移転
      - (ロ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転
      - (ハ) 高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成等
      - (ニ) 高さが5メートルを超える木竹の伐採
      - (ホ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(ウ)の宅地の造成等と同程度のもの
      - (ヘ) 建築物等の色彩の変更で第7号に該当しないもの

ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又はラジオ放送業務（放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送の業務（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第142条第1号ロ(1)に規定する共同聴取業務に限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（ラジオ放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転

エ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

(ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転

(イ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置

(ウ) 宅地の造成又は土地の開墾

(エ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

(オ) 水面の埋立て又は干拓

3 国、県若しくは本市の機関又は規則で定める者（以下この項において「国等の機関等」という。）が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、国等の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

（適用除外）

第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。

(1) 高速自動車国道若しくは道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

(2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為

(3) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為

(4) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項に規定する準用河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

(5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項（同項第4号を除く。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。）

(6) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為

(7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為

(8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

(9) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為

(10) 森林法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為

(11) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

(12) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

(13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

(14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為

(15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

(16) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

(17) 海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為

(18) 航路標識法（昭24年法律第99号）による航路標識の設置又は管理に係る行為

(19) 港則法（昭和23年法律第174号）による信号所の設置又は管理に係る行為

(20) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為

(21) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

(22) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設若しくは同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

- (23) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設（同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為
- (24) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (25) 認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (26) 放送法による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (27) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (28) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (29) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (30) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機の設置又は管理に係る行為
- (31) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の期定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の期定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (32) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (33) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業又は都道府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (34) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為
- (35) 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）による森林病虫害等の駆除措置の実施に係る行為

（許可の基準）

第4条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

- (1) 建築物等の新築
  - ア 仮設の建築物等
    - (ア) 当該建築物等の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。
    - (イ) 当該建築物等の規模及び形態が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
  - イ 地下に設ける建築物等については、当該建築物等の位置及び規模が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
  - ウ その他の建築物等
    - (ア) 建築物にあっては、当該建築物の高さが15メートル以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。
    - (イ) 建築物にあっては、当該建築物の建ぺい率が10分の4以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
    - (ウ) 建築物にあっては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては2メートル、その他の部分にあっては1.5メートル以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
    - (エ) 建築物にあっては当該建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により本市が定めた景観計画における景観形成基準の色彩の基準（以下「色彩基準」という。）に適合すること。
    - (オ) 建築物にあっては、敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置が行われる土地の面積の建築物の敷地面積に対する割合が、20パーセント以上であること。
- (2) 建築物等の改築
  - ア 建築物にあっては、改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さを超えないこと。
  - イ 建築物にあっては改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、色彩基準に適合すること。
- (3) 建築物等の増築
  - ア 仮設の建築物等



- (7) 当該増築部分の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (4) 増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- イ 地下に設ける建築物等については、増築後の当該建築物等の位置及び規模が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ウ その他の建築物等
- (7) 建築物にあっては、当該増築部分の建築物の高さが15メートル以下であること。第1号ウ(7)ただし書の規定は、この場合について準用する。
- (4) 建築物にあっては、増築後の建築物の建ぺい率が10分の4以下であること。第1号ウ(4)ただし書の規定は、この場合について準用する。
- (ウ) 建築物にあっては、当該増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては2メートル、その他の部分にあっては1.5メートル以上であること。第1号ウ(ウ)ただし書の規定は、この場合について準用する。
- (エ) 建築物にあっては増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては増築後の工作物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、色彩基準に適合すること。
- (4) 建築物等の移転
- ア 建築物にあっては、移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては2メートル、その他の部分にあっては1.5メートル以上であること。第1号ウ(ウ)ただし書の規定は、この場合について準用する。
- イ 建築物にあっては移転後の建築物の位置が、工作物にあっては移転後の工作物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (5) 建築物等の色彩の変更については、変更後の色彩が変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和し、かつ、色彩基準に適合すること。
- (6) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当するものであること。
- ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、20パーセント以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。ただし、(7)にあっては、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
- (7) 高さが5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土
- (4) 風致の維持上特に重要な森林であるものとして、あらかじめ市長が指定したものの伐採
- エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(7)に規定する切土又は盛土を伴うものにおいて、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずる法が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
- (7) 水面の埋立て又は干拓については、水面の埋立て又は干拓後の地貌が埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならず、かつ、埋立て又は干拓を行う土地の周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (8) 木竹の伐採については、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。
- ア 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採
- イ 森林の択伐
- ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐(第6号ウ(4)の森林に係るものを除く。)で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの
- エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採
- (9) 土石の類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく(必要な埋戻し又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (許可の条件)
- 第5条 第2条第1項の許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、この条件は当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
- (監督処分)
- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反した者
  - (2) この条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
  - (3) 第2条第1項の許可に付した条件に違反している者
  - (4) 詐欺その他不正な手段により、第2条第1項の許可を受けた者
- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

（立入検査）

第7条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、第2条第1項又は前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第9条 第6条の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の規定に違反した者

(2) 第5条の規定により許可に付した条件に違反した者

第11条 第7条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に、本市の風致地区内の建築等について、風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第20号）の規定によりなされた許可、申請その他の行為（同日以後に同条例に基づく監督処分及び立入検査に関する規定並びに罰則の適用があるものを除く。）は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

### ③ 鹿児島市地区計画の案の作成手続に関する条例

〔平成元年12月19日  
条 例 第49号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第2項の規定に基づき、地区計画の案の内容となるべき事項（以下「地区計画の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法を定めるものとする。

（地区計画の原案の提示方法）

第2条 市長は、地区計画の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画の原案の内容のうち、名称、位置及び区域

(2) 縦覧場所

（地区計画の原案に対する意見の提出方法）

第3条 法第16条第2項に規定する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画の原案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に提出しなければならない。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ④ 鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成11年10月4日  
条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内の建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることにより、当該区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、地区計画において地区整備計画が定められている区域で別表第1に掲げる区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 前条に規定する区域(その区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下「計画区域」という。)内においては、別表第2計画区域の欄に掲げる計画区域の区分に応じ、それぞれ同表アの欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、別表第2計画区域の欄に掲げる計画区域の区分に応じ、それぞれ同表イの欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定の改正後の同項の規定の適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地として使用されている土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地として使用されている土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(壁面の位置の制限)

第6条 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から当該建築物の敷地と道路との境界線(以下「道路境界線」という。)又は隣地境界線までの距離は、別表第2計画区域の欄に掲げる計画区域の区分及び同表ウ(ア)の欄の区分に応じ、それぞれ同表ウ(イ)の欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定において定められた建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの最低限度の距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、別表第2ウ(ウ)の欄に掲げるものについては、適用しない。

(建築物の高さの最高限度)

第6条の2 建築物の高さは、別表第2計画区域の欄に掲げる計画区域の区分に応じ、それぞれ同表エの欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項の規定による建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは算入しない。

(平13条例33・追加)

(建築物の敷地が計画区域の内外にわたる場合の措置)

第6条の3 建築物の敷地が計画区域の内外にわたる場合において当該敷地の過半が計画区域に属するときは、当該敷地内の建築物の全部について、第4条の規定を適用する。

2 建築物の敷地が計画区域の内外にわたる場合において当該敷地に存する建築物が計画区域に属するときは、計画区域に属する建築物の部分について、前条の規定を適用する。

(平26条例42・追加)

(建築物の敷地が2以上の計画区域にわたる場合の措置)

第6条の4 建築物の敷地が2以上の計画区域にわたる場合においては、当該敷地内の建築物の全部について、当該敷地の過半が属する計画区域の区分に係る第4条の規定を適用する。

2 建築物の敷地が2以上の計画区域にわたる場合においては、当該敷地に存する建築物の部分について、当該部分が属する計画区域の区分に係る第6条の2の規定を適用する。

(平26条例42・追加)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和を受ける建築物の取扱い)

第7条 次の各号に掲げる認定又は許可を受けた場合において、当該認定又は許可に係る建築物に対する第6条の規定の適用については、これらの建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。

(1) 法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項に規定する認定

(2) 法第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可

(平17条例63・全改)

(公益上必要な建築物等の特例)

第8条 この条例の規定は、市長が、公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したものの及びその敷地又は地区計画に定められた区域の整備、開発及び保全に関する方針に適合し、かつ、適正な都市機能及び健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物及びその敷地については、当該許可の範囲内

において適用しない。

- 2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ鹿児島市建築審査会の意見を聴かなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第9条 法第3条第2項の規定により、第4条の規定の適用を受けない建築物について規則で定める範囲内において増築し、又は改築する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
  - (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第5条第1項の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
  - (3) 第5条第1項の規定に違反した場合(前号に規定する場合を除く。)又は第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
  - (4) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(平13条例33・平19条例70・一部改正)

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条第1項の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

付 則(平成13年9月28日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年7月1日条例第36号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に、この条例による改正後の鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に適合していない建築物で、鹿児島市観光地区条例を廃止する条例(平成16年条例第37号)による廃止前の鹿児島市観光地区条例(昭和63年条例第8号)の規定により建築又は用途の変更の許可を受けていたものは、改正後の条例の相当規定による許可を受けた建築物とみなす。

付 則(平成17年7月11日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年12月25日条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

付 則(平成22年10月4日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年2月22日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年6月29日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年2月19日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年6月26日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年12月22日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年9月30日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月22日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年12月26日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月21日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年12月22日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年3月22日条例第28号)

この条例中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は、同年6月15日から施行する。

付 則(平成31年2月20日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年6月25日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和3年6月24日条例第62号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年2月22日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項第1号及び第3号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

### 別表第1(第3条関係)

(平13条例33・平16条例36・平19条例70・平22条例37・平23条例1・平23条例21・平26条例2・平26条例42・平26条例64・平27条例53・平28条例20・平28条例55・平29条例16・平29条例39・平30条例28・平31条例2・令2条例46・令3条例62・令4条例1・一部改正)

名称	区域
鴨池ニュータウン業務地区地区整備計画区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画鴨池ニュータウン業務地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
明ヶ窪地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画明ヶ窪地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
武岡台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画武岡台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
星ヶ峯南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画星ヶ峯南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
南皇徳寺台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画南皇徳寺台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
与次郎ヶ浜地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画与次郎ヶ浜地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
木材団地及び木材加工団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画木材団地及び木材加工団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
南栄一丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画南栄一丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
コモンシティ御所の杜地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画コモンシティ御所の杜地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
谷山文教・福祉地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画谷山文教・福祉地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
上福元町高柳地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画上福元町高柳地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
ロハスの杜地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された松元都市計画ロハスの杜地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
桜ヶ丘ビュータウン地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画桜ヶ丘ビュータウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
谷山駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画谷山駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
谷山第三地区地区整備計画区域(沿道地区区域に限る。)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画谷山第三地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(沿道地区区域に限る。)
シャイニーヒル広木地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画シャイニーヒル広木地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
コンフォール坂之上地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画コンフォール坂之上地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
リオーネ・ヴェルデ地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画リオーネ・ヴェルデ地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
皇徳寺南くらら台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画皇徳寺南くらら台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
パルタウン大明丘地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画パルタウン大明丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
コモンヒルズ原良地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画コモンヒルズ原良地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
アイリスガーデン吉野地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画アイリスガーデン吉野地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

シャイニーヒル田上地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画シャイニーヒル田上地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
シャイニータウン草牟田地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画シャイニータウン草牟田地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
シャイニーヒル魚見地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画シャイニーヒル魚見地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
吉野第二地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画吉野第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2(第4条、第5条、第6条、第6条の2関係)

(平13条例33・全改、平16条例36・平19条例70・平22条例37・平23条例1・平23条例21・平26条例2・平26条例42・平26条例64・平27条例53・平28条例20・平28条例55・平29条例16・平29条例39・平30条例28・平31条例2・令2条例46・令3条例62・令4条例1・一部改正)

計画区域	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	ウ			建築物の高さの最高限度
			建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			
			(ア) 区分	(イ) 数値	(ウ) 適用の除外	
鴨池ニュータウン業務地区地区整備計画区域	行政・業務地区 次に掲げる建築物以外の建築物 1 業務施設 事務所及びこれに附属し、又は併設する部分でその用途が次の各号のいずれかに該当するもの(附属し、又は併設する用途にあつては、これらの用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものに限る。) (1) 店舗又は飲食店 (2) 診療所 (3) ホテル又は旅館(ラブホテル類似施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用途に供する施設のうち、主として異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させる施設で、その構造、設備、意匠、形態等が規則で定める要件の全部又は一部を満たしていないものをいう。)を除く。以下同じ。) (4) 自動車車庫又は倉庫 (5) 給油所(揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)第2条第3項に規定する施設をいう。以下同じ。) (6) 集会場又はカルチャーセンター (7) トレーニングジム又はフィットネスクラブ 2 医療施設 病院又は診療所及びこれらに附属し、又は併設する部分でその用途が次の各号のいずれかに該当するもの(附属し、又は併設する用途にあつては、これらの用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものに限る。) (1) 事務所 (2) 店舗又は飲食店 (3) 自動車車庫又は倉庫	1,000平方メートル	外壁等の面から車線の数が4以上である道路(車線の数が4以上として都市計画決定されている道路を含む。)の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離  外壁等の面から車線の数が4以上である道路以外の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)及び隣地境界線までの距離	10メートル  5メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの (3) 玄関その他これに類する建築物の部分 (4) 給油所の上屋	

計画区域		ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の敷地面積の最低限度	ウ 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			エ 建築物の高さの最高限度
				(ア) 区分	(イ) 数値	(ウ) 適用の除外	
鴨池ニュータウン業務地区地区整備計画区域	行政・業務地区	3 その他 (1) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場及び貯油施設を除く。) (2) バスターミナルの用に供する建築物 (3) ホテル又は旅館 (4) 給油所及びこれに附属する建築物(附属する用途にあつては、その用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものに限る。) (5) 休憩所、公衆便所その他これらに類するもの					
	地区サービス施設地区	次に掲げる建築物及びこれに附属する建築物(附属する用途にあつては、その用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)以外の建築物 1 地区サービス施設 (1) 店舗又は飲食店 (2) カラオケボックス (3) マージャン屋 2 業務施設 事務所 3 診療所 4 教育施設 幼稚園 5 福祉関連施設 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6 その他 (1) 住宅又は共同住宅(1階の部分をその用途に供するものを除く。) (2) 自動車車庫又は倉庫	150平方メートル				
明ヶ窪地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 共同住宅(2以上の玄関を有し、内部で往来することができる扉又は内部階段等が設置されているものを除く。)、寄宿舎又は下宿 (2) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場	165平方メートル。ただし、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定による仮換地の指定がなされた際165平方メートル未満であつて、その土地の敷地として使用される場合にあつては、当該土地の面積	外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの		

計画区域		ア	イ	ウ			エ
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			建築物の高さの最高限度
				(ア)	(イ)	(ウ)	
区分	数値	適用の除外					
武岡台地区地区整備計画区域	低層戸建住宅地区 (A地区)	次に掲げる建築物 (1) 共同住宅(2以上の玄関を有し、内部で往来することができる扉又は内部階段等が設置されているものを除く。)、寄宿舎又は下宿 (2) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場	165平方メートル。ただし、土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地の指定がなされた際165平方メートル未満であって、その土地の全部が一の敷地として使用される場合にあっては、当該土地の面積	外壁等の面から区域内の幅員11メートルの道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	
	地区サービス施設地区 (B地区)	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅又は共同住宅(2以上の玄関を有し、内部で往来することができる扉又は内部階段等が設置されているものに限る。)で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (2) 集会所 (3) 診療所 (4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (6) 前各号の建築物に附属するもの	1,000平方メートル	外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)及び隣地境界線までの距離	1メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	
星ヶ峯南地区地区整備計画区域	低層戸建住宅地区 (A地区)	次に掲げる建築物 (1) 共同住宅(2以上の玄関を有し、内部で往来することができる扉又は内部階段等が設置されているものを除く。)、寄宿舎又は下宿 (2) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場	165平方メートル。ただし、土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地の指定がなされた際165平方メートル未満であって、その土地の全部が一の敷地として使用される場合にあっては、当該土地の面積	外壁等の面から区域内の幅員16メートルの道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	
	地区サービス施設地区 (B地区)	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅(2以上の玄関を有し、内部で往来することができる扉又は内部階段等が設置されているものに限る。次号において同じ。) (3) 住宅又は共同住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (4) 集会所 (5) 診療所	250平方メートル	外壁等の面から区域内の幅員16メートルの道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5メートル		



計画区域		ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の敷地面積の最低限度	ウ 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			エ 建築物の高さの最高限度
				(ア)	(イ)	(ウ)	
				区分	数値	適用の除外	
		(6) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (7) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (8) 前各号の建築物に附属するもの		外壁等の面から幅員16メートルの道路以外の区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	
南皇徳寺台地区地区整備計画区域	低層戸建住宅地区(A地区)	次に掲げる建築物 (1) 共同住宅(2以上の玄関を有し、内部で往来することができる扉又は内部階段等が設置されているものを除く。)、寄宿舎又は下宿 (2) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場	165平方メートル。ただし、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可がされた際165平方メートル未満であって、その土地の全部が一の敷地として使用される場合にあっては、当該土地の面積				
	地区サービス施設地区(B地区)	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 集会所 (2) 診療所 (3) 法別表第2(イ)項第9号又は(ハ)項第7号に掲げる建築物 (4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの	500平方メートル	外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)及び隣地境界線までの距離	1.5メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	10メートル
与次郎ヶ浜地区地区整備計画区域	交流・娯楽地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 宿泊・保養施設 (1) ホテル又は旅館 (2) 保養所 2 余暇・文化関連施設 (1) 劇場、映画館又は演芸場		外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの	

計画区域		ア	イ	ウ			エ
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			建築物の高さの最高限度
				(ア) 区分	(イ) 数値	(ウ) 適用の除外	
与次郎ヶ浜地区地区整備計画区域	交流・娯楽地区	(2) 集会場(礼拝、葬祭その他宗教的な儀式又は行事を目的とする施設を除く。以下同じ。)、展示場又は結婚式場 (3) カルチャーセンターその他これに類するもの 3 娯楽・健康関連施設 (1) 遊技場 (2) カラオケボックス (3) 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。以下同じ。)その他これに類するもの (4) ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 4 飲食・ショッピング施設 (1) 飲食店又は喫茶店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号又は第3号に該当する営業に係るものを除く。以下同じ。) (2) 物品販売業を営む店舗 5 福祉関連施設 (1) 老人福祉センターその他これに類するもの (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (3) ケア付き共同住宅(居住者の介護等を行うための医療施設を併設するもので規則で定めるものをいう。その敷地が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の規定により許可を受けた営業所の用に供する建築物の敷地から30メートル以内にあるものを除く。) 6 業務・駐車関連施設 (1) 事務所 (2) 自動車車庫又は給油所 (3) 工場(物品販売業を営む店舗と同一敷地内に存するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以内のものに限る。以下同じ。) 7 居住施設 従業員宿舎(事業所と同一敷地内に存するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以内であり、かつ、1,000平方メートル以内のものに限る。以下同じ。) 8 医療施設 (1) 診療所(その敷地が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の規定により許可を受けた営業所の用に供する建築物の敷地から30メートル以内にあるものを除く。) 				(2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの (3) 玄関その他これに類する建築物の部分 (4) 給油所の上屋	

計画区域	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の敷地面積の最低限度	ウ 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			エ 建築物の高さの最高限度
			(ア)	(イ)	(ウ)	
			区分	数値	適用の除外	
	(2) 病院(その敷地が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の規定により許可を受けた営業所の用に供する建築物の敷地から30メートル以内にあるものを除く。) 9 その他 (1) 休憩所、公衆便所その他これらに類するもの (2) 1から8まで及び前号の建築物に附属するもの					
交流・業務地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 宿泊・保養施設 (1) ホテル又は旅館 (2) 保養所 2 余暇・文化関連施設 (1) 劇場、映画館又は演芸場 (2) 集会場、展示場又は結婚式場 (3) カルチャーセンターその他これに類するもの 3 娯楽・健康関連施設 (1) 公衆浴場その他これに類するもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 4 飲食・ショッピング施設 (1) 飲食店又は喫茶店 (2) 物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの 5 福祉関連施設 (1) 老人福祉センターその他これに類するもの (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6 業務・駐車関連施設 (1) 事務所 (2) 自動車車庫又は給油所 (3) 工場 7 居住施設 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 8 医療施設 (1) 診療所 (2) 病院 9 教育施設 学校 10 その他 (1) 休憩所、公衆便所その他これらに類するもの (2) 1から9まで及び前号の建築物に附属するもの	外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの (3) 玄関その他これに類する建築物の部分 (4) 給油所の上屋		

計画区域	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の敷地面積の最低限度	ウ 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			エ 建築物の高さの最高限度
			(ア)	(イ)	(ウ)	
			区分	数値	適用の除外	
木材団地及び木材加工団地地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿(従業員宿舎を除く。) (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	660平方メートル。ただし、現に存する660平方メートル未満の土地を、その全部について一の敷地として使用する場合は、当該土地の面積	外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの (3) 玄関その他これに類する建築物の部分 (4) 給油所の上屋	
南栄一丁目地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿(従業員宿舎を除く。) (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの (3) 玄関その他これに類する建築物の部分 (4) 給油所の上屋	
コモンシティ御所の杜地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場	165平方メートル				
谷山文教・福祉地区地区整備計画区域	沿道サービス地区 次に掲げる建築物以外の建築物 1 飲食・ショッピング施設 店舗、飲食店その他これらに類するもの(その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。) 2 福祉関連施設 (1) 老人福祉センターその他これに類するもの (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 3 業務・駐車関連施設 (1) 事務所(その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)	1,000平方メートル(住宅にあつては165平方メートル)。ただし、次のいずれかに該当する建築物の敷地には適用しない。 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益	外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの (2) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの (3) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの (4) 玄関その他これに類する建築物の部分 (5) 給油所の上屋	25メートル

計画区域	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の敷地面積の最低限度	ウ 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			エ 建築物の高さの最高限度
			(ア)	(イ)	(ウ)	
			区分	数値	適用の除外	
	<p>(2) 自動車車庫(その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)又は給油所(その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)</p> <p>4 居住施設 住宅又は共同住宅で、店舗、飲食店又は事務所の用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)</p> <p>5 医療施設 (1) 診療所 (2) 病院</p> <p>6 公益施設 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの</p> <p>7 1から6までの建築物に附属するもの(自動車車庫に附属する自動車車庫を除き、かつ、附属するものが自動車車庫である場合にあっては、当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の2分の1以下で、かつ、3,000平方メートル以下であり、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)</p>	<p>上必要なもの</p> <p>(2) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの</p>				
文教・福祉関連地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>1 飲食・ショッピング施設 店舗、飲食店その他これらに類するもの(その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)</p> <p>2 福祉関連施設 (1) 老人福祉センターその他これに類するもの (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>3 業務施設 事務所(その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)</p> <p>4 居住施設 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p>	<p>1,000平方メートル(住宅にあっては165平方メートル)。ただし、次のいずれかに該当する建築物の敷地には適用しない。</p> <p>(1) 都市計画の計画図において建築物の敷地面積の最低限度が適用されない旨の表示がなされている部分に建築されるもの</p>	<p>外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離</p>	1.5メートル	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <p>(1) 都市計画の計画図において壁面の位置の制限が適用されない旨の表示がなされている部分に建築されるもの</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの</p> <p>(3) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの</p> <p>(4) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの</p>	25メートル

計画区域	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の敷地面積の最低限度	ウ 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			エ 建築物の高さの最高限度
			(ア)	(イ)	(ウ)	
			区分	数値	適用の除外	
	5 医療施設 (1) 診療所 (2) 病院 6 教育施設 (1) 学校 (2) 図書館 7 公益施設 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの 8 1から7までの建築物に附属するもの(附属するものが自動車車庫である場合にあつては、当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の2分の1以下で、かつ、3,000平方メートル以下であり、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)	(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの (3) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの			(5) 玄関その他これに類する建築物の部分 (6) 給油所の上屋	
一般住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物(用途地域が準住居地域である敷地内にあるものを除く。) 1 居住施設 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 店舗、飲食店その他これらに類する用途及び事務所の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するもの 3 1又は2の建築物に附属するもの					10メートル
上福元町高柳地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場	165平方メートル				
ロハスの杜地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(イ)項第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる建築物 (2) 法別表第2(ロ)項第2号に掲げる建築物 (3) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車)で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (4) 前3号の建築物に附属する自動車車庫又は倉庫	200平方メートル				10メートル

計画区域	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の敷地面積の最低限度	ウ 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			エ 建築物の高さの最高限度
			(ア)	(イ)	(ウ)	
			区分	数値	適用の除外	
桜ヶ丘ビュータウン地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場	165平方メートル				
谷山駅周辺地区地区整備計画区域	駅前商業業務地区 次に掲げる建築物 (1) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5で定めるもの (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 1階(1階における自動車車庫及び倉庫の用に供する部分の床面積の合計が、1階の床面積の2分の1以上となる場合は、2階を含む。)の部分居住の用に供するもの(廊下、階段、エレベーターその他これらに類する部分を除く。)					
	商業業務地区 次に掲げる建築物 (1) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5で定めるもの (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの					
	住商複合地区A 次に掲げる建築物 (1) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5で定めるもの (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 (4) カラオケボックスその他これに類するもの(ダンスホールを除く。) (5) 店舗、飲食店及び事務所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの					
	住商複合地区B 次に掲げる建築物 (1) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5で定めるもの (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの					

計画区域		ア	イ	ウ			エ
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			建築物の高さの最高限度
				(ア) 区分	(イ) 数値	(ウ) 適用の除外	
		(3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) 店舗、飲食店及び事務所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (7) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるもの					
	住宅地区						15メートル
谷山第三地区地区整備計画区域	沿道地区	次に掲げる建築物 (1) 店舗、飲食店及び事務所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (2) ホテル又は旅館 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるもの					15メートル
シャイニーヒル広木地区地区整備計画区域	低層戸建住宅地区(A地区)	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 令第130条の3に定める兼用住宅 (3) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)	200平方メートル				
	低層住宅地区(B地区)	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 令第130条の3に定める兼用住宅 (3) 集会所 (4) 診療所 (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)	165平方メートル				10メートル(第二種中高層住居専用地域内に限る。)



計画区域	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の敷地面積の最低限度	ウ 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			エ 建築物の高さの最高限度
			(ア)	(イ)	(ウ)	
			区分	数値	適用の除外	
コンフォール坂之上地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場	165平方メートル				
リオネ・ヴェルデ地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場	165平方メートル				
皇徳寺南くらは台地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 令第130条の3に定める兼用住宅 (3) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)	200平方メートル				
パルタウン大明丘地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場	165平方メートル				
コモヒルズ原良地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場	165平方メートル	外壁等の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離	1メートル	車庫又は物置の用途に供する建築物で、平家建てであるもの	
アイリスガーデン吉野地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 令第130条の3に定める兼用住宅 (3) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)	200平方メートル				

計画区域	ア		イ	ウ			エ
	建築してはならない建築物		建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			建築物の高さの最高限度
				(ア)	(イ)	(ウ)	
		区分	数値	適用の除外			
高麗町キ・ラ・メ・キテラス地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (3) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5で定めるもの (4) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で令第130条の9の2で定めるもの、物品販売業を営む店舗、飲食店、展示場、ボーリング場又はカラオケボックスに供する建築物で、これらの用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては客席の部分に限る。)の床面積の合計が8,000平方メートルを超えるもの			外壁等の面から道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの (3) 玄関その他これに類する建築物の部分 (4) 歩行者デッキ(歩行者デッキの屋根を含む。)	
シャイニーヒル田上地区地区整備計画区域	低層戸建住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 令第130条の3に定める兼用住宅 (3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)	200平方メートル				
	低層住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 令第130条の3に定める兼用住宅 (3) 集会所 (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 診療所 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (7) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)	165平方メートル				
シャイニータウン草牟田地区地区整備計画区域	サービス・居住地区	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの(幼稚園、集会所を除く) (2) 自動車車庫及び倉庫(附属建築物を除く)	500平方メートル	外壁等の面から道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの	

計画区域		ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の敷地面積の最低限度	ウ 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			エ 建築物の高さの最高限度
				(ア)	(イ)	(ウ)	
				区分	数値	適用の除外	
						(3) 玄関その他これに類する建築物の部分 (4) 給油所の上屋	
	都市型居住地区	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの(幼稚園、集会所を除く) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場 (4) 病院 (5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途及び事務所の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (6) 自動車車庫及び倉庫(附属建築物を除く) (7) 給油所 (8) 集会場	165平方メートル				15メートル
シャイニーヒル魚見地区地区整備計画区域	低層住宅地区	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの(幼稚園及び集会所を除く。) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場 (5) 診療所	165平方メートル				
	福祉関連地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 令第130条の3に定める兼用住宅 (3) 学校、図書館その他これらに類するもの(幼稚園及び集会所を除く。) (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 公衆浴場	1,000平方メートル	外壁等の面から道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの (3) 玄関その他これに類する建築物の部分	
吉野第二地区地区整備計画区域	沿道サービス地区A	次に掲げる建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるもの					15メートル

計画区域		ア	イ	ウ			エ
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			建築物の高さの最高限度
				(ア) 区分	(イ) 数値	(ウ) 適用の除外	
公共公益関連地区	次に掲げる建築物 (1) 店舗、飲食店及び事務所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (2) ホテル又は旅館 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設						15メートル
沿道サービス地区B	店舗、飲食店及び事務所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの						15メートル

## ⑤ 鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

平成11年11月8日  
規則第91号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成11年条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第2条 条例第8条第1項の規定による許可を受けようとする者は、地区計画区域内建築許可申請書(様式第1)正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 付近見取図
- (3) 周囲現況図(申請に係る敷地境界線から周囲おおむね50メートルの範囲内にある建築物の用途別現況概要を示すもの)
- (4) 配置図
- (5) 各階平面図
- (6) 2面以上の立面図
- (7) 2面以上の断面図
- (8) 日影図(申請に係る建築物が建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第56条の2の規定により日影による高さの制限を受ける建築物である場合に限る。)
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、条例第8条第1項の規定による許可をしたときは、地区計画区域内建築許可通知書(様式第2)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第3条 条例第9条に規定する規則で定める増築及び改築の範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により条例第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き条例第4条の規定(同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における建築物の敷地内におけるものであり、かつ、当該増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が、基準時における建築物の敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項から第7項まで及び第9項並びに第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後における床面積の合計が、基準時における建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の条例第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時における建築物の当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(平14規則110・平17規則97・一部改正)

(ホテル等の構造等の要件)

第4条 条例別表第2鴨池ニュータウン業務地区地区整備計画区域行政・業務地区のアの欄の1第3号に規定する規則で定めるホテル又は旅館の構造、設備、意匠、形態等(以下「構造等」という。)の要件は、次に定めるところによる。

- (1) 施設の外壁、屋根、広告物、バルコニー、門、塀等の構造等が著しく派手又は奇異でなく、施設の外観における色彩、意匠等が周囲の環境に調和していること。
- (2) 施設の外観に点滅又は変光するネオン設備、電球等が設けられておらず、施設の外部に休憩料金その他の表示を示す看板等が設けられていないこと。
- (3) 門、塀又は駐車場の出入口に外部からの見通しを困難とするのれん等の設備が設けられておらず、玄関前に遮へい物等が設けられていないこと。
- (4) 玄関帳場又はフロントが次の基準を満たすこと。
  - ア 利用者が必ず出入りする場所に設けられ、かつ、客室に通ずる共通の廊下と接続していること。
  - イ 利用者と直接に面接ができる開放式的カウンターが設けられ、かつ、ガラス戸、壁、カーテン等で遮へいされていないこと。
  - ウ 本来の機能を失わせる附帯設備が設けられていないこと。
- (5) ホテルにあっては、食堂又はレストランが外部又はロビーから自由に出入りできるものであること。
- (6) ホテルにあっては、ロビー(玄関帳場又はフロントに隣接した廊下及び談話室を含む。)の面積が当該ホテルの客室の数に応じて次の表に定める基準を満たすこと。

客室の数	15室以下	16室以上25室以下	26室以上
ロビーの面積	30平方メートル以上	40平方メートル以上	50平方メートル以上

(7) ホテルにあっては、食堂又はレストランの面積が当該ホテルの客室の数に応じて次の表に定める基準を満たすこと。

客室の数	15室以下	16室以上25室以下	26室以上
食堂又はレストランの面積	30平方メートル以上	40平方メートル以上	50平方メートル以上

(8) 客室数が100室以下のホテルにあっては、ダブルベッド又はツインベッドを備える客室の数が全客室数の

3分の2を超えないこと。

(9) 客室数が100室以下のホテルにあっては、床面積(浴室、便所及び洗面所の面積を含む。)が20平方メートル以下である1人部屋の数在全客室数の3分の1以上であること。

(10) 客室が分棟式構造でないこと。

(平22規則87・一部改正)

(ケア付き共同住宅の要件)

第5条 条例別表第2与次郎ヶ浜地区地区整備計画区域交流・娯楽地区の項アの欄の5第3号に規定する規則で定めるケア付き共同住宅は、次の要件を満たすもの及びこれに類するものとする。

(1) 病院等を運営している医療法人等が建築主であること。

(2) 建築物の構造等が次の基準を満たすこと。

ア 共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、併設される医療施設の用途に供する部分の床面積の合計の3倍以下であること。

イ 共同住宅の用途に供する部分の階数が、併設される医療施設の用途に供する部分の階数の3倍以下であること。

(3) 併設される医療施設が、次の基準を満たすこと。

ア 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2に規定する診療科名のうち、5以上の診療科名を標ぼうしていること。

イ 病床を20床以上設けていること。

(平22規則87・追加)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平22規則87・旧第5条繰下)

付 則

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

付 則(平成14年12月18日規則第110号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

付 則(平成17年6月21日規則第97号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年10月4日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

## ⑥ 鹿児島市景観条例

〔平成19年12月25日  
条 例 第68号〕

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行その他景観形成に関し必要な事項を定めることにより、地域性豊かな鹿児島らしい風格のある景観の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 景観形成 市、市民及び事業者が協働して景観を守り、創り、又は育てることをいう。

(2) 景観形成重点地区 景観形成を重点的に図る必要があると認められる区域をいう。

(3) 視点場 次に掲げる要件を満たす場所をいう。

ア 遠景を眺望することができること。

イ 眺望の良さが広く市民等に認知されていること。

ウ 眺望の良さを確保するための維持管理が継続して行われることが見込まれること。

(4) 眺望確保範囲 視点場からの眺望の良さを確保するため景観形成を図る必要があると認められる範囲をいう。

(市の責務)

第3条 市は、景観形成に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自主的かつ積極的に景観形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動に関し、自主的かつ積極的に景観形成に努めなければならない。

(景観形成重点地区等)

第6条 市は、既に景観計画(法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。)が定められている区域に景観形成重点地区その他必要な地区を定めることができる。この場合においては、当該地区について新たに景観計画を

定めなければならない。

2 前項の場合において、新たに定める景観計画の区域は、既に定められている景観計画の区域から除くものとする。

3 景観形成重点地区は、別表第1のとおりとする。

(平25条例25・一部改正)

(視点場等)

第7条 景観計画には、視点場、眺望確保範囲その他の景観形成に必要な事項を定めることができる。

2 市民及び事業者は、市長に対し、規則で定めるところにより、視点場及び眺望確保範囲を定め、変更し、及び廃止することを申し出ることができる。

(景観計画の策定等の手続)

第8条 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、第19条に規定する鹿児島市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更又は廃止について準用する。

(事前協議)

第8条の2 第6条第3項に規定する景観形成重点地区のうち歴史と文化の道地区において、法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、次に掲げる行為をしようとする者は、同項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知を行う前に、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 高さが12メートルを超える又は地階を除く階数が4以上の建築物の建築等

(2) 延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物の建築等

2 市長は、前項の規定による協議を行うときは、第19条に規定する鹿児島市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(措置の要請)

第8条の3 市長は、前条第1項に規定する協議があったときは、当該協議をした者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(届出対象行為等)

第9条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質変更」という。)で、その面積が3,000平方メートルを超えるもの又は高さが5メートルを超える法面を生じるもの

(2) 木竹の植栽又は伐採で、その面積が3,000平方メートルを超えるもの

(3) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆積(以下「土石等の堆積」という。)で、その期間が6月を超え、かつ、その面積が500平方メートル又は高さが5メートルを超えるもの

(4) 水面の埋立て又は干拓で、その面積が3,000平方メートルを超えるもの又は高さが5メートルを超える法面を生じるもの

(5) 夜間において公衆の観覧に供するため規則で定める期間継続して建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)、工作物(建築物を除く。以下同じ。)又は物件(屋外にあるもので、規則で定めるものに限る。)の外観について行う照明(以下「夜間の特定照明」という。)で、次条第1項第1号に規定する建築物及び同項第3号に規定する工作物以外を対象としたもの

2 前項の規定にかかわらず、第6条第3項に規定する景観形成重点地区における法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第2景観形成重点地区の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表アからオまでの欄に掲げる行為とする。

3 法第16条第1項及び第2項に規定する届出に関し必要な事項は、規則で定める。

(平25条例25・平25条例44・一部改正)

(届出等を要しない行為)

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、延べ面積が1,500平方メートル以下となり、かつ、次のいずれかに該当することとなる建築物の建築等

ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは用途地域の指定のない都市計画区域内又は都市計画区域外に建築される建築物で、軒の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第7号に規定する高さをいう。以下同じ。)が7メートル以下で、かつ、地階を除く階数が3未満のもの

イ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域内に建築される建築物で、高さ(地盤面からの高さ(階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合における当該屋上部分の高さ及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物の高さを除く。)をいう。以下この号において同じ。)が12メートル以下で、かつ、地階を除く階数が4未満のもの

ウ 商業地域(容積率が10分の40以下である区域に限る。)内に建築される建築物で、高さが15メートル以下で、かつ、地階を除く階数が5未満のもの

- エ 商業地域(容積率が10分の40を超える区域に限る。)、工業地域又は工業専用地域内に建築される建築物で、高さが20メートル以下で、かつ、地階を除く階数が7未満のもの
- (2) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、前号に規定する建築等を除く建築等で、次のいずれかに該当するもの
- ア 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築
- イ 外観を変更することとなる修繕又は模様替(建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替を除く。)
- ウ 各壁面の変更に係る部分の鉛直投影面積が当該壁面の鉛直投影面積の5分の1以下であり、かつ、屋根面の変更に係る部分の水平投影面積が屋根面の水平投影面積の5分の1以下である色彩の変更
- (3) 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、建築基準法施行令第138条に規定する工作物(以下「指定工作物」という。)でその高さが10メートル以下となるもの又は指定工作物以外の工作物の建設等
- (4) 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、前号に規定する建設等を除く建設等で、次のいずれかに該当するもの
- ア 増築又は改築に係る部分の水平投影面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築
- イ 外観を変更することとなる修繕又は模様替で、当該変更に係る部分が外観の過半に満たないもの
- ウ 各面の変更に係る部分の鉛直投影面積が当該面の鉛直投影面積の5分の1以下であり、かつ、当該変更に係る部分の水平投影面積が水平投影面積の5分の1以下である色彩の変更
- (5) 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち、その面積が3,000平方メートル以下であり、かつ、高さが5メートルを超える法面を生じない開発行為等
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第3項に規定する景観形成重点地区における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第3景観形成重点地区の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表アからウまでの欄に掲げる行為とする。
- 3 眺望確保範囲における第1項の規定の適用については、同項第1号ア中「軒の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第7号に規定する高さを用い。以下同じ。)」とあるのは「高さ(地盤面からの高さ(階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の高さ、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物の高さ及び既に当該建築物に付加されている工作物の高さを含む。)を用い。以下この号において同じ。)」と、同号イ中「高さ(地盤面からの高さ(階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合における当該屋上部分の高さ及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物の高さを除く。)を用い。以下この号において同じ。)」とあるのは「高さ」と、同項第3号中「その高さが10メートル以下となる」とあるのは「その高さが7メートル(第1号アに規定する区域以外の区域内にあっては、10メートル)以下となり、かつ、建築物又は工作物に付加して建設等をする場合は当該建設等に係る工作物の地盤面からの高さが7メートル(第1号イからエまでに規定する区域内にあっては、それぞれ同号イからエまでに規定する高さ)以下となる」とする。

(平25条例25・一部改正)

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項の特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、同条第7項の規定により同条第1項の規定を適用しないこととなる行為を除いた行為とする。

(公表)

第12条 市長は、法第17条第1項の規定による命令を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、当該命令を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)、氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及びその内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該命令を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる命令を受けた者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、当該命令を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、意見の聴取を行う期日及び場所並びに同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつでも当該命令を受けた者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当該命令を受けた者に到達したものとみなす。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定)

第13条 市長は、景観重要建造物(法第19条第1項に規定する景観重要建造物を用い。以下同じ。)及び景観重要樹木(法第28条第1項に規定する景観重要樹木を用い。以下同じ。)を指定しようとするときは、あらかじめ、第19条に規定する鹿児島市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定したときは、その旨を公表するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理基準)

第14条 法第25条第2項の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物の滅失、き損等を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。



(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準

2 法第33条第2項の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の形を保つため、せん定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(景観づくり団体)

第15条 法第11条第2項の条例で定める団体(以下「景観づくり団体」という。)は、一定の区域における景観形成を図ることを目的として組織された団体で、規則で定める要件を満たすものとして市長が認めたものとする。

2 前項に規定する景観づくり団体の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(景観アドバイザー)

第16条 市長は、景観形成を推進する活動を行う個人又は団体に対し、必要があると認めるときは、技術的な指導及び助言を行う専門家である景観アドバイザーを派遣することができる。

(市民等の活動に対する助成)

第17条 市長は、景観形成を推進すると認められる建築物の建築等、樹木の管理、屋外広告物の改築等に要する費用の一部を助成することができる。

2 市長は、一定の区域における景観形成を図ることを目的として活動している団体の活動に要する費用の一部を助成することができる。

(表彰)

第18条 市長は、景観形成に貢献したと認められる活動を行った個人又は団体を表彰することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、景観形成に寄与している建築物、工作物、屋外広告物等のうち、特に優れているものについて、その所有者等を表彰することができる。

(景観審議会)

第19条 本市の景観形成に関する事項について調査審議を行うため、鹿児島市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 景観計画の策定、変更及び廃止に関すること。

(2) 第8条の2第1項に規定する協議に関すること。

(3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び解除に関すること。

(4) 法第17条第1項の規定による命令に関すること。

(5) 景観計画に定めた建築物等の高さ又は色彩に関する基準の運用に関すること。

(6) その他景観形成に関し必要な事項

3 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験者その他必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

8 調査審議のため特に必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織又は運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年6月1日から施行する。

(鹿児島市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 鹿児島市報酬及び費用弁償条例(昭和42年条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(平成25年6月27日条例第25号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

付 則(平成25年12月20日条例第44号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成28年12月26日条例第54号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成29年12月22日条例第38号)

この条例は、平成30年3月1日から施行する。

付 則(平成30年12月21日条例第56号)

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

付 則(令和2年12月21日条例第57号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

(平25条例25・追加、平25条例44・平28条例54・平29条例38・平30条例56・令2条例57・一部改正)

名称	区域
八重の棚田地区	法第9条第6項の規定により告示された八重の棚田地区景観計画の区域
磯地区	法第9条第6項の規定により告示された磯地区景観計画の区域
南洲門前通り地区	法第9条第6項の規定により告示された南洲門前通り地区景観計画の区域
喜入旧麓地区	法第9条第6項の規定により告示された喜入旧麓地区景観計画の区域
歴史と文化の道地区	法第9条第6項の規定により告示された歴史と文化の道地区景観計画の区域
慈眼寺公園周辺地区	法第9条第6項の規定により告示された慈眼寺公園周辺地区景観計画の区域

別表第2(第9条関係)

(平25条例44・全改、平28条例54・平29条例38・平30条例56・令2条例57・一部改正)

景観形成重点地区	ア	イ	ウ	エ	オ
	土地の形質変更	木竹の植栽又は伐採	土石等の堆積	水面の埋立て又は干拓	夜間の特定照明
八重の棚田地区	その面積が1,000平方メートルを超えるもの又は高さが5メートルを超える法面を生じるもの	その面積が1,000平方メートルを超えるもの	その期間が6月を超え、かつ、その面積が500平方メートル又は高さが5メートルを超えるもの		別表第3八重の棚田地区の項中アの欄に掲げる建築物及びイの欄に掲げる工作物以外を対象としたもの
磯地区	その面積が500平方メートルを超えるもの又は高さが1メートルを超える法面を生じるもの	その面積が500平方メートルを超えるもの	その期間が6月を超え、かつ、その面積が500平方メートル又は高さが1メートルを超えるもの	その面積が500平方メートルを超えるもの又は高さが1メートルを超える法面を生じるもの	別表第3磯地区の項中アの欄に掲げる建築物及びイの欄に掲げる工作物以外を対象としたもの
南洲門前通り地区	その面積が500平方メートルを超えるもの又は高さが1メートルを超える法面を生じるもの	その面積が500平方メートルを超えるもの	その期間が6月を超え、かつ、その面積が500平方メートル又は高さが1メートルを超えるもの		別表第3南洲門前通り地区の項中アの欄に掲げる建築物及びイの欄に掲げる工作物以外を対象としたもの
喜入旧麓地区	その面積が1,000平方メートルを超えるもの又は高さが5メートルを超える法面を生じるもの	その面積が1,000平方メートルを超えるもの	その期間が6月を超え、かつ、その面積が500平方メートル又は高さが5メートルを超えるもの		別表第3喜入旧麓地区の項中アの欄に掲げる建築物及びイの欄に掲げる工作物以外を対象としたもの
歴史と文化の道地区	その面積が500平方メートルを超えるもの又は高さが1メートルを超える法面を生じるもの	その面積が500平方メートルを超えるもの	その期間が6月を超え、かつ、その面積が500平方メートル又は高さが1メートルを超えるもの		別表第3歴史と文化の道地区の項中アの欄に掲げる建築物及びイの欄に掲げる工作物以外を対象としたもの
慈眼寺公園周辺地区	その面積が500平方メートルを超えるもの又は高さが1メートルを超える法面を生じるもの	その面積が500平方メートルを超えるもの	その期間が6月を超え、かつ、その面積が500平方メートル又は高さが1メートルを超えるもの		別表第3慈眼寺公園周辺地区の項中アの欄に掲げる建築物及びイの欄に掲げる工作物以外を対象としたもの

## 別表第3(第10条関係)

(平25条例25・追加、平25条例44・平28条例54・平29条例38・平30条例56・令2条例57・一部改正)

景観形成重点地区	ア 法第16条第1項第1号に規定する行為	イ 法第16条第1項第2号に規定する行為	ウ 法第16条第1項第3号に規定する行為
八重の棚田地区	<p>1 次のいずれかに該当することとなる建築物の建築等</p> <p>(1) 軒の高さが7メートル以下のもの</p> <p>(2) 建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物以外のもの</p> <p>2 1に規定する建築等を除く建築等で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築</p> <p>(2) 外観を変更することとなる修繕又は模様替(建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替を除く。)</p> <p>(3) 各壁面の変更に係る部分の鉛直投影面積が当該壁面の鉛直投影面積の5分の1以下であり、かつ、屋根面の変更に係る部分の水平投影面積が屋根面の水平投影面積の5分の1以下である色彩の変更</p>	<p>1 規則で定める工作物でその高さが1.5メートル以下のもの又は規則で定める工作物以外の工作物の建設等</p> <p>2 1に規定する建設等を除く建設等で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の水平投影面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築</p> <p>(2) 外観を変更することとなる修繕又は模様替で、当該変更に係る部分が外観の過半に満たないもの</p> <p>(3) 各面の変更に係る部分の鉛直投影面積が当該面の鉛直投影面積の10分の1以下であり、かつ、当該変更に係る部分の水平投影面積が水平投影面積の10分の1以下である色彩の変更</p>	<p>その面積が1,000平方メートル以下であり、かつ、高さが5メートルを超える法面を生じない開発行為等</p>
磯地区	<p>1 延べ面積が10平方メートル以下の建築物の建築等</p> <p>2 1に規定する建築等を除く建築等で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築</p> <p>(2) 各壁面の変更に係る部分の鉛直投影面積が当該壁面の鉛直投影面積の10分の1以下であり、かつ、屋根面の変更に係る部分の水平投影面積が屋根面の水平投影面積の10分の1以下である外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>1 規則で定める工作物でその高さが1.5メートル以下のもの又は規則で定める工作物以外の工作物の建設等</p> <p>2 1に規定する建設等を除く建設等で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の水平投影面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築</p> <p>(2) 各面の変更に係る部分の鉛直投影面積が当該面の鉛直投影面積の10分の1以下であり、かつ、当該変更に係る部分の水平投影面積が水平投影面積の10分の1以下である外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>その面積が500平方メートル以下であり、かつ、高さが1メートルを超える法面を生じない開発行為等</p>
南洲門前通り地区	<p>1 延べ面積が10平方メートル以下の建築物の建築等</p> <p>2 1に規定する建築等を除く建築等で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築</p> <p>(2) 各壁面の変更に係る部分の鉛直投影面積が当該壁面の鉛直投影面積の10分の1以下であり、かつ、屋根面の変更に係る部分の水平投影面積が屋根面の水平投影面積の10分の1以下である外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>1 規則で定める工作物でその高さが1.5メートル以下のもの又は規則で定める工作物以外の工作物の建設等</p> <p>2 1に規定する建設等を除く建設等で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の水平投影面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築</p> <p>(2) 各面の変更に係る部分の鉛直投影面積が当該面の鉛直投影面積の10分の1以下であり、かつ、当該変更に係る部分の水平投影面積が水平投影面積の10分の1以下である外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>その面積が500平方メートル以下であり、かつ、高さが1メートルを超える法面を生じない開発行為等</p>
喜入旧麓地区	<p>1 延べ面積が10平方メートル以下の建築物の建築等</p> <p>2 1に規定する建築等を除く建築等で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築</p> <p>(2) 外観を変更することとなる修繕又は模様替(建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替を除く。)</p> <p>(3) 各壁面の変更に係る部分の鉛直投影面積</p>	<p>1 規則で定める工作物でその高さが1.5メートル以下のもの又は規則で定める工作物以外の工作物の建設等</p> <p>2 1に規定する建設等を除く建設等で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の水平投影面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築</p> <p>(2) 各面の変更に係る部分の鉛直投影面積が当該面の鉛直投影面積の10分の1以下であり、かつ、当該変更に係る部分の水平投影面積が水平投影</p>	<p>その面積が1,000平方メートル以下であり、かつ、高さが5メートルを超える法面を生じない開発行為等</p>

景観形成重点地区	ア 法第16条第1項第1号に規定する行為	イ 法第16条第1項第2号に規定する行為	ウ 法第16条第1項第3号に規定する行為
	が当該壁面の鉛直投影面積の10分の1以下であり、かつ、屋根面の変更に係る部分の水平投影面積が屋根面の水平投影面積の10分の1以下である色彩の変更	面積の10分の1以下である外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
歴史と文化の道地区	1 延べ面積が10平方メートル以下の建築物の建築等 2 1に規定する建築等を除く建築等で、次のいずれかに該当するもの (1) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築 (2) 外観を変更することとなる修繕又は模様替(建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替を除く。) (3) 各壁面の変更に係る部分の鉛直投影面積が当該壁面の鉛直投影面積の10分の1以下であり、かつ、屋根面の変更に係る部分の水平投影面積が屋根面の水平投影面積の10分の1以下である色彩の変更	1 規則で定める工作物でその高さが1.5メートル以下のもの又は規則で定める工作物以外の工作物の建設等 2 1に規定する建設等を除く建設等で、次のいずれかに該当するもの (1) 増築又は改築に係る部分の水平投影面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築 (2) 各面の変更に係る部分の鉛直投影面積が当該面の鉛直投影面積の10分の1以下であり、かつ、当該変更に係る部分の水平投影面積が水平投影面積の10分の1以下である外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	その面積が500平方メートル以下であり、かつ、高さが1メートルを超える法面を生じない開発行為等
慈眼寺公園周辺地区	1 延べ面積が10平方メートル以下の建築物の建築等 2 1に規定する建築等を除く建築等で、次のいずれかに該当するもの (1) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築 (2) 外観を変更することとなる修繕又は模様替(建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替を除く。) (3) 各壁面の変更に係る部分の鉛直投影面積が当該壁面の鉛直投影面積の10分の1以下であり、かつ、屋根面の変更に係る部分の水平投影面積が屋根面の水平投影面積の10分の1以下である色彩の変更	1 規則で定める工作物でその高さが1.5メートル以下のもの又は規則で定める工作物以外の工作物の建設等 2 1に規定する建設等を除く建設等で、次のいずれかに該当するもの (1) 増築又は改築に係る部分の水平投影面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築 (2) 各面の変更に係る部分の鉛直投影面積が当該面の鉛直投影面積の10分の1以下であり、かつ、当該変更に係る部分の水平投影面積が水平投影面積の10分の1以下である外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	その面積が500平方メートル以下であり、かつ、高さが1メートルを超える法面を生じない開発行為等

⑦ 鹿児島市屋外広告物条例

〔平成8年2月27日  
条例第4号〕

第1章 総則

(平10条例16・追加)

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(平10条例16・平16条例162・平17条例93・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告物等 広告物又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)をいう。
- (2) 広告物の表示等 広告物を表示し、又は掲出物件を設置することをいう。
- (3) 自家用広告物等 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。
- (4) 管理用広告物等 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう。

(平10条例16・追加、平16条例162・一部改正)

(広告物のあり方)

第3条 広告物等は、良好な景観の形成若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなけ

ればならない。

(平10条例16・平16条例162・一部改正)

## 第2章 広告物等の制限

(平10条例16・追加)

(禁止地域等)

第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物の表示等を行ってはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、風致地区及び特別緑地保全地区並びに同法第41条第1項の規定により建築物の建ぺい率に関する制限が定められた区域(これらの地域のうち、市長が指定する区域を除く。)
- (2) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の区域(市長が指定する区域を除く。)
- (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその敷地並びに当該敷地の周囲5メートル以内の地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (4) 鹿児島県文化財保護条例(昭和30年鹿児島県条例第48号)第4条又は第25条の規定により指定された建造物及び同条例第30条の規定により指定された史跡名勝並びにこれらの周囲で市長が指定する範囲内にある地域
- (5) 鹿児島市文化財保護条例(昭和47年条例第17号)第4条の規定により指定された建造物及び史跡名勝並びにこれらの周囲で市長が指定する範囲内にある地域
- (6) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号の規定により指定された保安林のある地域
- (7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及び社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条第1号に規定する公園又は緑地の区域
- (8) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2章の規定により指定された特別地域、特別保護地区及び普通地域
- (9) 鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例(平成16年条例第11号)第2条の規定により指定された保存樹林のある地域及び同条例第8条の規定により指定された自然環境保護地区
- (10) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)及び鉄道等(鉄道及び軌道をいう。以下同じ。)の市長が指定する区間
- (11) 道路及び鉄道等に接続する地域で、市長が指定する区域
- (12) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山、山岳及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (13) 港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (14) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建物並びにその敷地
- (15) 博物館、美術館及び病院の建物並びにその敷地で、規則で定める基準に適合するもの
- (16) 古墳、墓地並びに社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域
- (17) 鹿児島市景観条例(平成19年条例第68号)第6条第3項に規定する景観形成重点地区のうち市長が指定する区域

(平10条例16・平16条例11・平16条例162・平17条例93・平26条例20・一部改正)

(禁止展望広告物等)

第5条 市長が指定する場所から展望することができる広告物等で規則で定めるものについては、これを表示し、又は設置してはならない。

(平10条例16・追加)

(禁止物件)

第6条 次に掲げる物件には、広告物の表示等を行ってはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石がき及びよう壁の類
- (3) 街路樹、路傍樹及び鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例第2条の規定により指定された保存樹
- (4) 信号機、道路標識、歩道さく、カーブミラー、パーキングメーター及び道路情報管理施設、こま止めの類並びに里程標の類
- (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの
- (6) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔の類
- (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- (10) 銅像、神仏像及び記念碑の類
- (11) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

2 電柱、街灯柱その他電柱の類(前項第5号に掲げるものを除く。)、アーケード支柱及び乗合自動車の停留所の上

屋の支柱には、はり紙、はり札等(法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。)、広告旗(同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。)又は立看板等(同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。)を表示してはならない。

- 3 道路の路面及び建物等の屋根面には、広告物を表示してはならない。  
(平10条例16・平16条例11・平17条例93・平19条例69・一部改正)

(許可)

第7条 前3条の規定により広告物の表示等を行うことが禁止される場合を除き、広告物の表示等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(平10条例16・一部改正)

(景観保全型広告整備地区)

第8条 市長は、良好な景観を保全するため良好な広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

- 2 市長は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における広告物の表示等に関する基本方針(以下この条及び第30条第2項第2号において「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告物の表示等に関する基本構想  
(2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

- 4 市長は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 景観保全型広告整備地区において、広告物の表示等を行おうとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めなければならない。

- 6 市長は、景観保全型広告整備地区において広告物の表示等を行おうとする者に対して、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができる。

(平10条例16・追加)

(広告物協定地区)

第9条 一定の区域内の土地(公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。)の所有者及び地上権又は賃借権を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物等に関する協定(以下「広告物協定」という。)を締結し、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

- 2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告物協定の目的  
(2) 広告物協定の対象となる土地の区域(以下「広告物協定地区」という。)  
(3) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項  
(4) 広告物協定の有効期間  
(5) 広告物協定に違反した場合の措置  
(6) その他広告物協定の実施に関する事項

- 3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

- 4 市長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的支援等を行うことができる。

- 5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第1項又は第3項の認定後いつでも、市長に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。

- 6 市長は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内において広告物の表示等を行う者に対し、当該広告物協定地区内の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。

- 7 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

(平10条例16・追加)

(広告物活用地区)

第9条の2 市長は、第4条に規定する地域又は場所以外の地域で、活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を、広告物活用地区として指定することができる。

- 2 市長は、広告物活用地区を指定しようとするときは、当該地区において地域に貢献することを目的として広告物等を活用しようとする者と協定を締結するものとする。

- 3 広告物活用地区における前項の協定を締結した者による広告物の表示等に係る第7条の規定による許可の基準は、第15条第1項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

- 4 市長は、相当の理由があると認めるときは、広告物活用地区の指定を変更し、又は廃止することができる。

(平23条例9・追加)

(適用除外)

第10条 次に掲げる広告物等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等

- (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定に基づく選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件
- 2 次に掲げる広告物等については、第4条及び第7条の規定は、適用しない。ただし、第11号に掲げる広告物等で規則で定めるものについては、規則で定める基準に適合するものとし、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
- (1) 自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの
  - (3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
  - (4) 商店街の店舗等のシャッターその他これに類する物に表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
  - (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
  - (6) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
  - (7) 人、動物、車両(路面電車又は自動車を除く。)、船舶等に表示する広告物
  - (8) 路面電車又は自動車に表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの
  - (9) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が本市以外の区域内に存するものに、当該本拠において適用される広告物等に関する条例の規定に従って表示される広告物
  - (10) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物
  - (11) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
  - (12) 市長が指定する団体が規則で定めるところにより設置する掲出物件に、規則で定めるところにより表示する広告物
- 3 次に掲げる広告物等については、第6条第1項の規定は、適用しない。ただし、第1号に掲げる広告物等で規則で定めるものについては、規則で定める基準に適合するものとし、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
- (1) 第6条第1項第1号から第5号までに掲げる物件(鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例第2条の規定により指定された保存樹を除く。)に国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
  - (2) 第6条第1項第2号、第8号、第9号若しくは第10号に掲げる物件又は同項第11号に掲げる景観重要建造物にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、第6条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- 4 次に掲げる広告物等については、第4条の規定は、適用しない。
- (1) 自家用広告物等(第2項第1号に掲げるものを除く。)で、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置するもの
  - (2) 路面電車又は自動車に表示する広告物(第2項第8号に掲げるものを除く。)で、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示するもの
  - (3) 道標、案内板その他公共的目的を持った広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等で、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置するもの
  - (4) 街灯柱に表示し、又は設置する広告物等で、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置するもの
  - (5) 公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物等であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもので、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置するもの
- 5 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合には、第4条、第6条及び第7条の規定は、適用しない。
- 6 第5条の市長が指定する場所からの展望を阻害するおそれがなく、かつ、特にやむを得ないと認められる広告物等については、第30条に規定する鹿児島市屋外広告物審議会の議を経て、許可を受けた場合に限り、第5条の規定は、適用しない。
- (平10条例16・平16条例162・平23条例9・平29条例14・一部改正)
- (経過措置)
- 第11条 第4条から第9条まで及び前条の規定により広告物の表示等について制限が加えられることとなった地域若しくは場所又は物件に当該制限が加えられることとなった際、現に適法に表示され、又は設置されていた広告物等については、当該制限が加えられることとなった日から3年間(この条例の規定による許可を受けていた物については、当該許可の期間。以下この項において「特定期間」という。)は、これらの規定は適用しない。ただし、規則で定めるところにより市長が特に認める広告物等については、特定期間を超えて市長が必要と認める期間は、これらの規定は適用しない。
- 2 前項に規定する期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合においてその期間が経過したときは、そ

の申請に対する処分がある日までは、同項と同様とする。

(平10条例16・平23条例9・一部改正)

(禁止広告物)

第12条 次に掲げる広告物等については、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(平10条例16・一部改正)

(許可の期間及び条件)

第13条 市長は、第7条又は第10条第4項若しくは第6項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。

3 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(平10条例16・平16条例162・一部改正)

(変更等の許可)

第14条 第7条又は第10条第4項若しくは第6項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、前条の規定を準用する。

(平10条例16・一部改正)

(許可の基準)

第15条 この条例の規定による広告物の表示等の許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、広告物の表示等が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、第30条に規定する鹿児島市屋外広告物審議会の議を経て、これを許可することができる。

(平10条例16・一部改正)

### 第3章 管理、監督等

(平10条例16・追加)

(許可の表示)

第16条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等に許可の証票をはり付けておかなければならない。ただし、許可の証印を受けたものについては、この限りでない。

2 前項の許可の証票又は許可の証印は、許可の期限を明示したものでなければならない。

(平10条例16・一部改正)

(管理義務)

第17条 広告物の表示等を行う者若しくは当該広告物等を管理する者又は当該広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物等に関し補修、除却その他必要な管理を行い、常に良好な状態を保持しなければならない。

(平10条例16・平29条例14・一部改正)

(点検義務)

第17条の2 広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した者(以下「屋外広告士」という。)その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定める資格を有する者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 広告物等の所有者又は占有者は、この条例の規定による許可の更新又は変更の申請をする場合は、規則で定めるところにより、前項の点検の結果を市長に提出しなければならない。

(平29条例14・追加)

(除却義務)

第18条 広告物の表示等を行う者は、許可の期間が満了したとき、若しくは第20条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示等が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

第11条に規定する広告物等について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(平10条例16・一部改正)

(措置命令)

第19条 市長は、第12条又は第17条の規定に違反して広告物の表示等を行う者又は当該広告物等を管理する者に対し、5日以上を期限を定めて、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止す



るため必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物の表示等を行う者を過失がなくして確知することができないときは、これらの除却をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、これを設置する者はその期限までに市長に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは、市長の命じた者又は委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(平10条例16・平16条例162・一部改正)

(許可の取消し)

第20条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 第13条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第14条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第14条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(平10条例16・一部改正)

(除却命令)

第21条 市長は、第4条から第7条まで若しくは第18条第1項の規定に違反し、又は第19条第1項の規定による市長の命令に違反して広告物の表示等を行う者又は当該広告物等を管理する者に対し、5日以上の期限を定めて、これらの除却を命ずることができる。この場合においては、第19条第2項の規定を準用する。

(平10条例16・平16条例162・一部改正)

(保管した広告物等の公示)

第21条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等が放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
- (3) 当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間(法第8条第3項第1号に規定する広告物にあっては、1週間)、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を広報紙に掲載すること。

(平16条例162・追加)

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第21条の3 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 1週間
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

(平16条例162・追加)

(広告物等の価額の評価の方法)

第21条の4 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平16条例162・追加)

(広告物等の売却手続等)

第21条の5 前3条に定めるもののほか、保管した広告物等の売却手続その他の管理について必要な事項は、規則で定める。

(平16条例162・追加)

(立入検査)

第22条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物の表示等を行う者若しくは当該広告物等を管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、当該広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平10条例16・一部改正)

(処分、手続等の効力の承継)

第23条 広告物の表示等を行う者又は当該広告物等を管理する者について変更があった場合においては、この条例

又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(平10条例16・一部改正)

(管理者の設置)

第24条 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等を行う者は、当該許可に係る広告物等を管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 前項の広告物等を管理する者は、屋外広告士その他規則で定める資格を有する者でなければならない。

(平10条例16・追加、平17条例93・平29条例14・一部改正)

(管理者等の届出)

第25条 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等を行う者は、当該広告物等を管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等を行う者又は当該許可に係る広告物等を管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等を行う者又は当該許可に係る広告物等を管理する者は、当該許可に係る広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等を行う者又は当該許可に係る広告物等を管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(平10条例16・一部改正)

#### 第4章 屋外広告業

(平10条例16・追加)

(屋外広告業の登録)

第26条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平17条例93・全改)

(登録の申請)

第26条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 商号、名称又は氏名及び住所

(2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員(氏名))

(5) 第2号の営業所ごとに選任される第28条第1項に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第26条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(平17条例93・追加、平24条例13・一部改正)

(登録の実施)

第26条の3 市長は、前条の規定による登録申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(平17条例93・追加)

(登録の拒否)

第26条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第26条の2第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第29条の2第1項又は鹿児島県屋外広告物条例(昭和39年鹿児島県条例第83号。以下「県条例」という。)

の規定に基づき登録を取り消された者(次号において「登録取消業者」という。)であつて、その処分のあつた日から2年を経過しないもの

- (2) 登録取消業者が法人である場合において、その処分のあつた日前30日以内にその登録取消業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (3) 第29条の2第1項又は第29条の3第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第26条の2第1項第2号の営業所ごとに第28条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(平17条例93・追加、平24条例13・一部改正)

(登録事項の変更の届出)

第26条の5 屋外広告業者(第26条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)は、第26条の2第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第26条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(平17条例93・追加)

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第26条の6 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(平17条例93・追加)

(廃業等の届出)

第26条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知つた日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(平17条例93・追加)

(登録の抹消)

第26条の8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき又は第29条の2第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(平17条例93・追加)

(講習会)

第27条 市長は、広告物の表示等に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を開催しなければならない。

2 講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、講習会の運営に関する事務を、規則で定めるところにより、他の者に委託することができる。

(平10条例16・一部改正)

(業務主任者の設置)

第28条 屋外広告業者は、第26条の2第1項第2号の営業所ごとに、市長が開催する講習会の修了者又は次の各号のいずれかに該当する者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 屋外広告士
- (2) 都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は本市以外の同法第252条の2第1項の中核市が開催する講習会の修了者
- (3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づく職業訓練指導員免許を有する者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者であつて、広告美術仕上げに係る免許を有し、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了したもの
- (4) 市長が、規則で定めるところにより、市長が開催する講習会の修了者及び前3号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示等に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示等に関する工事の適正な施工その他広告物の表示等に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第28条の3に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(平17条例93・全改、平29条例14・一部改正)

(標識の掲示)

第28条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第26条の2第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(平17条例93・追加)

(帳簿の備付け等)

第28条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第26条の2第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(平17条例93・追加)

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第29条 市長は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(平10条例16・平16条例162・一部改正)

(登録の取消し等)

第29条の2 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- (2) 第26条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第26条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分を違反したとき。

2 第26条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(平17条例93・追加)

(鹿児島県の登録を受けた者に関する特例)

第29条の3 第26条から第26条の8まで及び前条の規定は、県条例の規定に基づく登録を受けている者には、適用しない。

2 前項に規定する者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。

3 第1項に規定する者は、本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき又は本市の区域内で屋外広告業を廃止したときも、同様とする。

4 屋外広告業者が県条例の規定に基づく登録を受けたときは、その者に係る第26条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

5 市長は、第1項に規定する者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものが、前条第1項第2号又は第4号に該当するときは、その者に対し、6月以内の期間を定めて本市の区域内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 第26条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

7 市長は、第3項の規定による届出(廃止の届出を除く。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を特例屋外広告業者届出簿に記載し、一般の閲覧に供しなければならない。

8 市長は、特例屋外広告業者届出簿に記載されている者について、第3項の規定による廃止の届出があったとき又は県条例の規定に基づく登録がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、その者に係る記載を抹消しなければならない。

(平17条例93・追加)

(監督処分簿の備付け等)

第29条の4 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供しなければならない。

2 市長は、第29条の2第1項又は前条第5項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(平17条例93・追加)

(報告及び検査)

第29条の5 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(平17条例93・追加)

#### 第5章 屋外広告物審議会

(平10条例16・追加)

(審議会)

第30条 広告物に関する重要事項を調査審議するため、鹿児島市屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。
- (1) 市長が第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第10号から第13号まで及び第17号、第5条、第6条第1項第5号、第8条第1項並びに第10条第2項第12号の規定による指定をし、第9条の規定による認定をし、若しくはこれらを変更し、又は第9条の2第1項の規定による指定をし、若しくは同条第4項の規定による変更若しくは廃止をしようとする場合
  - (2) 第4条第15号、第9条の2第3項、第10条第1項、第2項第1号から第4号まで及び第8号並びに第3項並びに第15条第1項に規定する基準並びに基本方針を定め、又はこれらを変更しようとする場合
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めた場合
- 3 審議会は、広告物に関する事項について、市長に建議することができる。  
(平10条例16・平23条例9・平26条例20・平29条例14・一部改正)

(審議会の組織)

第31条 審議会は、委員17人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
  - (2) 商工関係団体を代表する者
  - (3) 広告業者を代表する者
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 市職員
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。  
(平10条例16・平11条例11・一部改正)

#### 第6章 雑則

(平10条例16・追加)

(公告)

第32条 市長は、第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第10号から第13号まで及び第17号、第5条、第6条第1項第5号並びに第8条第1項の規定による指定をし、又はこれらを変更したとき、第9条の規定による認定をしたとき、第9条の2第1項の規定による指定をし、同条第4項の規定による変更若しくは廃止をしたとき、並びに第9条の2第3項に規定する基準を定め、又は変更したときは、その旨を公告するものとする。

(平10条例16・平23条例9・平26条例20・一部改正)

(手数料)

第33条 この条例の規定による許可又は登録(許可又は登録の更新を含む。)を受けようとする者は、別表第1又は別表第2に掲げる手数料を納付しなければならない。ただし、第14条第1項に規定する変更等の許可及び政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

- 2 第27条第1項の規定により市長が開催する講習会を受講しようとする者は、講習手数料2,200円を納付しなければならない。

(平10条例16・平17条例93・平21条例16・一部改正)

(規則への委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(適用上の注意)

第35条 この条例の適用に当たっては、住民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(平10条例16・追加)

#### 第7章 罰則

(平10条例16・追加)

第35条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第26条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第26条第1項又は第3項の登録を受けた者

- (3) 第29条の2第1項又は第29条の3第5項の規定による営業の停止の命令に違反した者  
(平17条例93・追加)

第36条 第21条の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(平10条例16・平17条例93・一部改正)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条から第7条までの規定に違反して広告物の表示等を行った者
- (2) 第14条の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者
- (3) 第18条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者
- (4) 第19条第1項の規定による市長の命令に違反した者
- (5) 第26条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第28条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

(平10条例16・平17条例93・一部改正)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第29条の5第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平17条例93・全改)

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第35条の2から前条までの違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(平10条例16・平17条例93・一部改正)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第26条の7第1項又は第29条の3第3項の規定による届出を怠った者
- (2) 第28条の2の規定による標識を掲げない者
- (3) 第28条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(平17条例93・追加)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第25条、第26条及び付則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に適法に表示されている広告物又は適法に設置されている広告物を掲出する物件で、この条例に違反し、又はこの条例に基づく規則で定める基準に適合しないこととなるものについては、この条例の規定にかかわらず、平成8年4月1日(以下「施行日」という。)から1年間(屋外広告物条例(昭和39年鹿児島県条例第83号。以下「県条例」という。)の規定により許可を受けていたものにあつては、当該許可を受けた期間)は、当該広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することができる。

- 3 この条例の施行目前に県条例第19条の2に規定する届出をしている屋外広告業者は、平成8年9月30日までの間に限り、第21条第1項に規定する届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

- 4 この条例の施行目前に県条例の規定により鹿児島県知事その他の機関が行った許可、処分その他の行為又はこれらの機関に対して行われた申請その他の行為で、この条例の施行の際現にその効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 第3条第1号の規定の適用については、施行日から平成8年6月24日(同日前に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)第1条の規定による改正後の都市計画法(以下「改正後の都市計画法」という。))第2章の規定により、改正後の都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があつた日)までの間は、第3条第1号中「都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域」とあるのは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種住居専用地域」とする。

(鹿児島市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 6 鹿児島市報酬及び費用弁償条例(昭和42年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第3区分の欄中「農業振興協議会」の次に「屋外広告物審議会」を加える。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

- 7 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町(以下「5町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に、5町の区域内の広告物等について、県条例及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例(平成12年鹿児島県条例第7号。以下「県特例条例」という。)の規定により鹿児島県知事その他の機関が行った許可、処分その他の行為又はこれらの機関に対して行われた申請その他の行為で、5町の編入の際現にその効力を有するものは、この条例の

相当規定によりされたものとみなす。

(平16条例107・追加)

- 8 5町の編入の際現に県条例若しくは県特例条例の規定による許可を受け、又は適法に表示され、若しくは設置されている5町の区域内の広告物等で、この条例に違反し、若しくはこの条例に基づく規則で定める基準に適合しないこととなるもの(以下「特定広告物等」という。)又はこの条例による許可を受けなければ広告物の表示等を行うことができないこととなるものについては、この条例の規定にかかわらず、編入日から1年間(県条例又は県特例条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可を受けた期間)は、当該広告物の表示等を行うことができる。

(平16条例107・追加)

- 9 特定広告物等は、前項の規定による期間の満了後においても、市長の許可を受けた場合にあっては、3年を超えない範囲で市長が定める期間は、引き続き、表示し、又は設置することができる。当該許可を受けた期間の満了後においても、同様とする。

(平16条例107・追加)

付 則(平成10年3月30日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の鹿児島市屋外広告物条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により許可を受けている広告物又は広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)で改正後の鹿児島市屋外広告物条例(以下「改正後の条例」という。)第11条の適用を受けるもののうち、当該許可の期間の満了時において改正後の条例第4条、第5条、第7条又は第10条の規定に適合しない広告物等で、改修、移転又は除却が容易でないと認められるものについては、改正後の条例第11条の規定にかかわらず、当分の間は、改正前の条例の相当規定により許可の期間の更新をすることができる。この場合において、当該期間は、3年を超えない範囲内で広告物等の種類ごとに規則で定める。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定による許可を受けて広告物の表示等を行っている者については、当該許可の期間に限り、改正後の条例第24条の規定は、適用しない。

- 4 施行日前に改正前の条例の規定によりされた許可、処分その他の行為は、それぞれ改正後の条例の相当規定によりされたものとみなす。

- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づく許可の申請をしている者に係る許可については、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成11年3月26日条例第11号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月26日条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成16年3月23日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成16年10月18日条例第107号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

付 則(平成16年12月20日条例第162号)

- この条例は、市長が規則で定める日から施行する。ただし、第4条第3号の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

(平成16年12月20日規則第283号で、平成16年12月24日から施行)

付 則(平成17年12月28日条例第93号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の鹿児島市屋外広告物条例(以下「改正前の条例」という。)第26条の規定により届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から6月間(この期間内に改正後の鹿児島市屋外広告物条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、改正後の条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第28条第1項に規定する講習会修了者等である者については、改正後の条例第28条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成19年12月25日条例第69号)

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

付 則(平成21年3月27日条例第16号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月22日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に表示されている広告物又は設置されている広告物を掲出する物件のうち、改正前の第10条第1項ただし書の規定が適用されなかったもので、この条例の施行の日以後に表示され、又は設置されると仮定した場合には、改正後の同項ただし書の規定により市長に届け出なければならないこととなるものについては、同日から3年以内に規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

付 則(平成24年3月19日条例第13号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月18日条例第20号)

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

付 則(平成29年3月21日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鹿児島市屋外広告物条例第24条第2項に規定する講習会の修了者である者については、この条例の施行の日から3年間（当該期間内に改正後の鹿児島市屋外広告物条例第26条の4の規定に基づく登録の拒否があったときは、その日までの間）は、改正後の鹿児島市屋外広告物条例第24条第2項に規定する資格を有する者とみなす。

[別表 略]



## ⑧ 鹿児島県が管理する港湾の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例

昭和42年7月21日  
条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第40条の規定に基づき鹿児島県が管理する港湾の臨港地区の分区における建築物その他の構築物(以下「構築物」という。)の規制について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「臨港地区」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により臨港地区として定められた地区又は法第38条の規定により知事が定めた地区をいう。

2 この条例において「分区」とは、法第39条の規定により臨港地区内において知事が指定した区域をいう。

3 この条例において「商港区」、「特殊物資港区」、「漁港区」、「保安港区」、「工業港区」、「修景厚生港区」又は「マリーナ港区」とは、それぞれ法第39条の規定により知事が指定した商港区、特殊物資港区、漁港区、保安港区、工業港区、修景厚生港区又はマリーナ港区をいう。

(平4条例39・全改, 平12条例71・一部改正)

(禁止構築物)

第3条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、次に掲げるもの以外のものである。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 商港区の区域内においては、別表第1
- (2) 特殊物資港区の区域内においては、別表第2
- (3) 漁港区の区域内においては、別表第3
- (4) 保安港区の区域内においては、別表第4
- (5) 工業港区の区域内においては、別表第5
- (6) 修景厚生港区の区域内においては、別表第6
- (7) マリーナ港区の区域内においては、別表第7

(平4条例39・一部改正)

(罰則)

第4条 法第40条第1項の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この条例は、昭和42年8月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則(昭和59年12月27日条例第47号)

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則(平成4年3月27日条例第39号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に建設中の構築物は、改正後の鹿児島県が管理する港湾の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の規定の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則(平成12年3月28日条例第71号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(昭59条例47・平4条例39・一部改正)

- 1 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(貯油施設及び危険物置場を除く。)
- 2 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する事業を行う者の当該事業のための事務所
- 3 税関、海運局、海上保安部、港湾管理者その他知事が指定する官公庁の庁舎
- 4 物品販売業又は飲食業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の規定に該当するものを除く。以下同じ。)の用に供する店舗、旅館及びホテル
- 5 中央卸売市場

別表第2(第3条関係)

(平4条例39・一部改正)

- 1 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(上屋及び食糧サイロを除く。)
- 2 別表第1第2号及び第3号に掲げるもの

別表第3(第3条関係)

(平4条例39・一部改正)

- 1 法第2条第5項第2号、第4号、第5号及び第9号から第10号の2までに掲げる港湾施設
- 2 漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設

- 3 漁船の修理施設及び造船施設
- 4 魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設
- 5 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設
- 6 製氷工場及び冷凍工場その他水産物の加工工場
- 7 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設
- 8 漁船乗組員又は漁業関係労働者のための休泊所及び診療所
- 9 漁業会社又は漁業協同組合の事務所
- 10 別表第1第3号及び第5号(魚類に関するものに限る。)に掲げるもの

## 別表第4(第3条関係)

(平4条例39・一部改正)

- 1 法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設
- 2 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設
- 3 消火施設その他の危険防止施設
- 4 給油業者又は危険物を取り扱う業者の当該事業のための事務所
- 5 消防署その他知事が指定する官公庁の庁舎

## 別表第5(第3条関係)

(平4条例39・一部追加)

- 1 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
- 2 原料若しくは製品の全部若しくは一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を行う者の当該事業のための事業所及びその附帯施設
- 3 前号に規定する施設に勤務する者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設
- 4 別表第1第3号に掲げるもの
- 5 前3号に規定する施設に勤務する者のための物品販売業の用に供する店舗その他知事が指定する便益施設

## 別表第6(第3条関係)

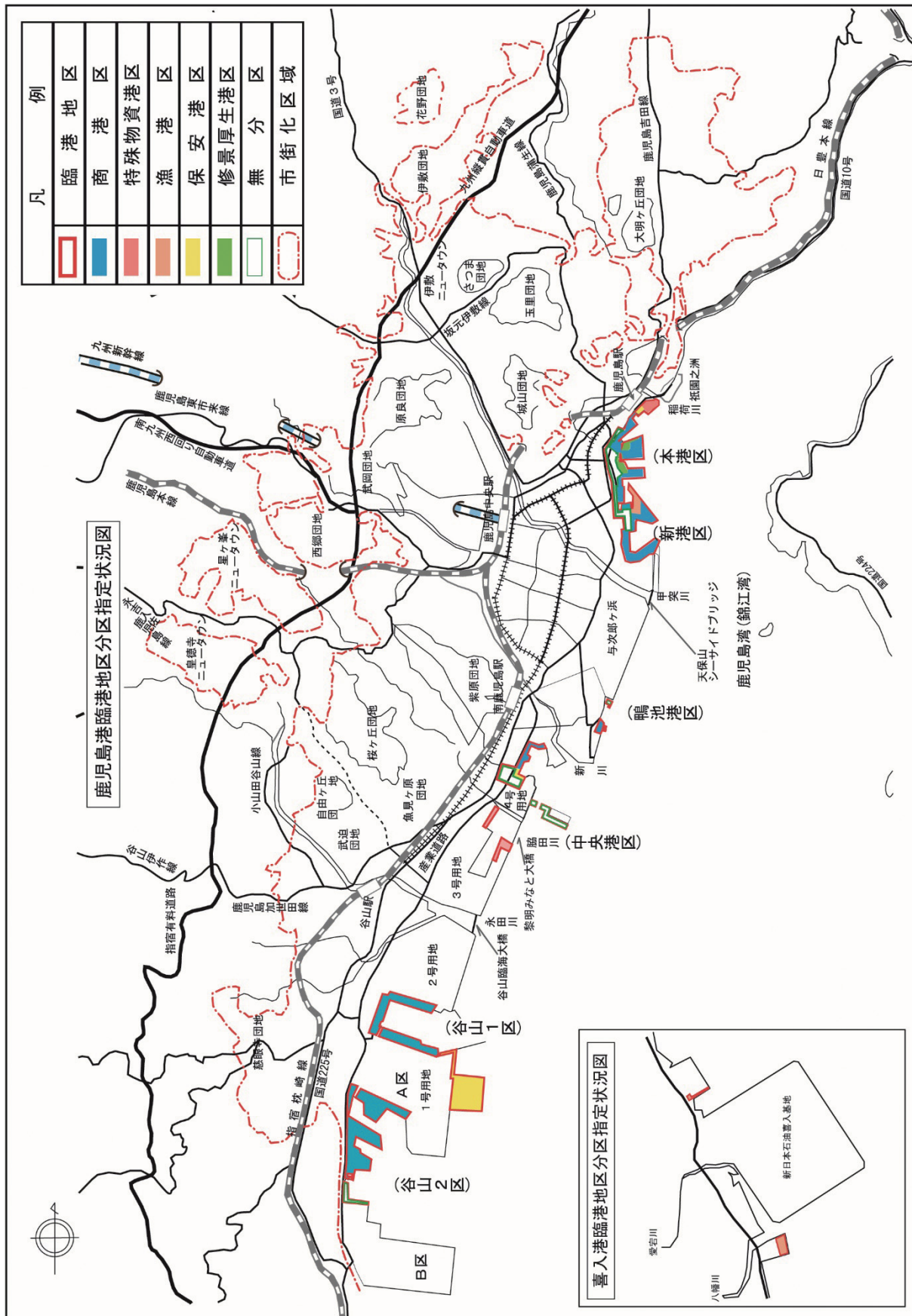
(平4条例39・追加)

- 1 法第2条第5項第2号から第5号まで、第8号の2、第9号及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
- 2 図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設その他知事が指定するこれらに類する施設
- 3 港湾関係者のためのスポーツ施設、レクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設
- 4 別表第1第3号に掲げるもの
- 5 休泊所、物品販売業又は飲食業の用に供する店舗その他知事が指定する便益施設

## 別表第7(第3条関係)

(平4条例39・追加)

- 1 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号から第9号まで及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
- 2 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣船、遊覧船等(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具倉庫及び船舶上架施設
- 3 レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ施設、レクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設
- 4 消防署その他知事が指定する官公庁の庁舎
- 5 レクリエーション用船舶の利用者又は港湾関係者のための物品販売業又は飲食業の用に供する店舗その他知事が指定する便益施設



## ⑨ 鹿児島市建築協定条例

〔平成元年5月20日〕  
 条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条の規定に基づき、建築協定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建築協定)

第2条 本市の区域内において、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者は、当該土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について協定を締結することができる。

(他の法令との関係)

第3条 前条の規定による建築物に関する協定の内容は、建築物に関する法律及びこれに基づく命令並びに条例に適合するものでなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成元年6月1日から施行する。

## ⑩ 鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例

〔平成16年10月18日〕  
 条例第103号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第33条第4項及び第34条第12号並びに都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第36条第1項第3号ハの規定に基づき、市街化調整区域における開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準について必要な事項を定めるものとする。

(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

第2条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、市街化調整区域で行う開発行為であって、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 自己の居住の用に供する住宅を建築する目的で行う開発行為で、市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日(以下「区域区分日」という。)前から自己が所有している土地(区域区分日前から自己と同一の世帯の構成員が所有していた土地で、区域区分日以後に相続され又は贈与された土地及び相続され又は贈与される見込みのある土地を含む。以下「区域区分日前所有地」という。)、区域区分日以後、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項に規定する農業振興地域内にある区域区分日前所有地の交換分合により自己若しくは自己と同一の世帯の構成員が取得した土地(土地の交換分合後に相続され又は贈与された土地及び相続され又は贈与される見込みのある土地を含む。)(又はこれらの土地が土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に基づく事業の施行により収用された場合における代替地において行われるものであって、規則に定める基準に適合するもの
- (2) 土地収用法第3条各号に規定する事業の施行により移転され又は除却される建築物又は第一種特定工作物に代わる建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為で、規則に定める基準に適合するもの
- (3) かけ地近接等危険住宅移転事業等により移転する建築物又は第一種特定工作物に代わる建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為で、規則に定める基準に適合するもの
- (4) 公民館又は地区集会所等を建築する目的で行う開発行為で、規則に定める基準に適合するもの
- (5) 自己の居住の用に供する住宅を建築する目的で行う開発行為で、独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な集落のうち、市街化区域における建築物の連たんの状況とほぼ同程度にある集落において建築することが市街化を促進するおそれがないと認めてあらかじめ市長が指定した集落(以下「指定既存集落」という。)内又はその周辺(当該指定既存集落と自然的条件及び社会的条件からみて一体性のある区域をいう。)に10年以上居住した者又はその者と同一世帯の構成員若しくは構成員であった者が、当該指定既存集落内又は当該指定既存集落から100メートル以内の区域で行うもので、規則に定める基準に適合するもの
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条に規定する建築物のうち、都市計画において、その敷地の位置が決定している建築物の建築若しくは第一種特定工作物の建設又は特定行政庁が許可した建築物の建築若

しくは第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為

- (7) 建築基準法別表第2(イ)項第1号及び第2号に掲げる建築物(高さが10メートルを超えるものを除き、かつ、2戸以下に限る。)を建築する目的で行う開発行為で、政令第29条の9各号に掲げる区域を除く次のいずれかの区域で行うもの

ア 指定既存集落内

イ 敷地相互間の距離が100メートル以内に位置する建築物(市街化区域に存するものを除く。)が20以上連続している土地の区域及び当該土地の区域の境界線に接する規則で定める建築物の敷地から50メートル以内の土地の区域のうち、国道、県道又は幅員6メートル以上の道路(建築基準法第42条に規定する道路又は農道その他これに類する公共の用に供する道で規則で定めるものをいう。以下同じ。)に接する土地の区域

- (8) 国、県又は市が行う開発行為でその目的が公営住宅の建設その他市長が公益上必要と認めるもの(開発行為に係る土地等の要件)

第3条 前条第7号の規定による開発行為を行う土地は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該土地から規則で定める交差点までの区間の幅員が6メートル(開発行為が自己の居住の用に供することを目的とする場合は、4メートル)以上である道路に接していること。

- (2) 当該土地の面積が、1,000平方メートル未満であること。

2 前項の土地における予定建築物の敷地については、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、地形、地物等の状況によりやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 敷地面積が、200平方メートル以上であること。

- (2) 敷地が、前項第1号の道路に4メートル以上接すること。

(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物等)

第4条 政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更(以下「新築等」という。)又は第一種特定工作物の新設は、市街化調整区域で行う建築物の新築等又は第一種特定工作物の新設であつて、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 第2条第1号から第6号まで及び第8号に規定する建築物の新築等又は第一種特定工作物の新設

- (2) 第2条第7号に規定する建築物の新築等で、前条第2項第1号に定める基準その他規則に定める基準に適合するもの

- (3) 区域区分日前から既に宅地造成工事に着手していた土地のうち、造成が完成した土地における建築物の新築等で、規則に定める基準に適合するもの

- (4) 資材置場又は駐車場の敷地として利用を適正に行うため最低限必要な管理施設の設置のうち、周辺の土地利用に支障を及ぼさないと認められる建築物の新築等で、規則に定める基準に適合するもの

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(鹿児島市市街化調整区域における開発行為に係る開発区域の面積の特例に関する条例の廃止)

- 2 鹿児島市市街化調整区域における開発行為に係る開発区域の面積の特例に関する条例(平成15年条例第17号)は、廃止する。

付 則(平成19年10月1日条例第64号)

この条例は、平成19年11月30日から施行する

付 則(平成22年3月23日条例第17号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成27年9月30日条例第52号)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第32条に基づく事前協議を行う開発行為について適用し、施行日前に同条に基づく事前協議が開始された開発行為については、なお従前の例による。

- 3 新条例の規定は、施行日以後になされる法第42条第1項ただし書及び法第43条第1項本文の規定による許可に係る申請(以下この項において「申請」という。)について適用し、施行日前になされた申請については、なお従前の例による。

- 4 改正前の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例(以下「旧条例」という。)に定める基準に適合し、法第29条第1項の規定による許可を受けた土地について、施行日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)項第1号及び第2号に掲げる建築物の新築若しくは改築又はこれらの建築物への用途の変更(以下「新築等」という。)をする場合に限っては、法第42条第1項ただし書の規定による許可を行うことができるものとする。この場合における当該建築物の新築等の許可に係る基準については、旧条例の例による。

5 旧条例に定める基準に適合し、法第43条第1項本文の規定による許可を受けた建築物の敷地について、施行日以後に建築基準法別表第2（イ）項第1号及び第2号に掲げる建築物の新築等をする場合に限っては、法第43条第1項本文の許可を行うことができるものとする。この場合における当該建築物の新築等の許可に係る基準については、旧条例の例による。

付 則(平成29年2月22日条例第2号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成29年10月2日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年9月27日条例第67号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後になされる都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項本文、法第42条第1項ただし書及び法第43条第1項本文の規定による許可に係る申請(以下この項において「申請」という。)について適用し、施行日前になされた申請については、なお従前の例による。

3 鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第52号)による改正前の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例(以下「旧条例」という。)に定める基準に適合し、法第29条第1項本文の規定による許可を受けた土地について、施行日以後に都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第29条の9各号に掲げる区域を除く区域において、建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2（イ）項第1号及び第2号に掲げる建築物の新築若しくは改築又はこれらの建築物への用途の変更(以下「新築等」という。)をする場合に限っては、法第42条第1項ただし書の規定による許可を行うことができるものとする。この場合における当該建築物の新築等の許可に係る基準については、旧条例の例による。

4 旧条例に定める基準に適合し、法第43条第1項本文の規定による許可を受けた建築物の敷地について、施行日以後に政令第29条の9各号に掲げる区域を除く区域において、建築基準法別表第2（イ）項第1号及び第2号に掲げる建築物の新築等をする場合に限っては、法第43条第1項本文の規定による許可を行うことができるものとする。この場合における当該建築物の新築等の許可に係る基準については、旧条例の例による。

## ⑪ 鹿児島市宅地開発に関する条例

平成19年3月27日  
条 例 第23号

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に基づく開発行為の規制に関する事項、宅地開発に係る事前説明等の手続に関する事項その他宅地開発に関し必要な事項を定めることにより、許可事務の透明性の向上及び適正化を図るとともに、良質な宅地開発を誘導し、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、都市計画法、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)及びこれらの法律に基づく命令の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 宅地開発 都市計画法第29条に規定する許可又は同法第35条の2に規定する変更許可を要する開発行為及び宅地造成等規制法第8条に規定する許可又は同法第12条に規定する変更許可を要する宅地造成をいう。
- (2) 宅地開発区域 宅地開発をする土地の区域をいう。
- (3) 隣接住民 宅地開発区域に接する土地の所有者並びに当該土地に存する建築物の所有者、管理者及び居住者をいう。
- (4) 近隣住民 宅地開発区域の境界線から水平距離がおおむね50メートルの範囲内の土地の所有者、宅地開発に伴う土砂等の搬出入に係る規則で定める道路に接する土地の所有者、これらの土地に存する建築物の所有者、管理者及び居住者並びに市長が当該宅地開発の工事等により影響があると認める者をいう。

### 第2章 事前手続等

(計画上の配慮事項)

第3条 前条第1号に規定する許可又は変更許可(以下「宅地開発許可」という。)を受けようとする者(以下「開発予定者」という。)は、宅地開発を計画するに当たり、自然環境の保全及び周辺的生活環境への配慮を行うよう努めなければならない。

2 開発予定者は、宅地開発を計画するに当たり、宅地開発区域の周辺における井戸の枯渇、水位の低下等の地下水への障害が生じないように努めなければならない。

(事前協議)

第4条 開発予定者は、宅地開発を行おうとする場合は、円滑かつ確実な宅地開発を進めるため、あらかじめ必要な事項について関係者との調整を行うとともに、公共施設等の用に供する土地等の配置、整備、管理等について市長

と協議しなければならない。

(地区計画等に関する協議)

第5条 開発予定者は、規則で定める基準に該当する宅地開発を行おうとする場合は、都市計画法第12条の4第1項に規定する地区計画等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(宅地開発予定標識の設置)

第6条 開発予定者は、都市計画法第32条の規定に基づく協議又は宅地造成等規制法第8条の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請(以下「宅造許可申請」という。)を行う日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該宅地開発の計画を記載した宅地開発予定標識を、当該宅地開発区域内の公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

2 前項の宅地開発予定標識の設置期間は、設置した日から当該宅地開発の工事に着手する日までとする。

(宅地開発の計画の周知)

第7条 開発予定者は、宅地開発予定標識を設置した日から都市計画法第32条の規定に基づく協議又は宅造許可申請の日までの間に、説明会その他の方法(以下「説明会等」という。)により、当該宅地開発の計画の内容について、規則で定める事項を隣接住民に周知させなければならない。

2 開発予定者又は宅地開発許可を受けた者(都市計画法第44条又は第45条の規定により開発許可に基づく地位を承継した者を含む。以下「開発者」という。)は、宅地開発予定標識設置後、近隣住民から申出があったときは、説明会等により、当該宅地開発の計画の内容について、当該申出をした近隣住民に説明しなければならない。

(説明会等の報告)

第8条 開発予定者は、前条第1項の規定により行った説明会等の内容について、規則で定める事項を記載した報告書を都市計画法第32条の規定に基づく協議又は宅造許可申請と同時に市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、開発予定者又は開発者に対し、前条第2項の規定により行った説明会等の内容及び当該申出への対応について、報告を求めることができる。

(宅地開発に係る紛争解決の努力)

第9条 開発予定者又は開発者と住民とは、宅地開発に係る紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的に解決するよう努めなければならない。

### 第3章 宅地開発許可後の手続等

(宅地開発許可標識の設置)

第10条 開発者は、宅地開発の工事に着手した日から完了する日までの間、規則で定めるところにより、当該宅地開発区域内の公衆の見やすい場所に当該宅地開発許可の概要を記載した宅地開発許可標識を設置しなければならない。

(緊急時の対応)

第11条 開発者は、宅地開発の工事の施工に伴い、災害が発生し、又は他に危険を及ぼすおそれが生じたときは、直ちに必要な応急処置を講じなければならない。

2 開発者は、前項の規定により応急処置を講じたときは、規則で定めるところにより、直ちにその災害の状況及び当該応急処置の内容を市長に報告しなければならない。

(工事施工時の配慮事項)

第12条 開発者は、宅地開発の工事の施工に伴う宅地開発区域からの排水、騒音、振動、粉じん等により、周囲に悪影響を及ぼすことのないよう努めなければならない。

(防災措置の実施)

第13条 開発者は、宅地開発を廃止し、又は休止しようとするときは、既に施工された宅地開発の工事によって災害が発生し、宅地開発区域及びその周辺の住民に対し、被害を及ぼすことのないよう、必要な防災措置を講じなければならない。

2 開発者は、前項の規定により防災措置を講じたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該防災措置の内容を市長に報告しなければならない。

(進行管理)

第14条 市長は、宅地開発の工事の完了の予定日が経過してもなお工事が完了していない宅地開発については、必要があると認めるときは、当該宅地開発に係る開発者、設計者、工事施行者その他の関係者から、当該宅地開発の工事の進捗状況及び続行の意思の有無その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 市長は、宅地開発許可を受けた日から10年を経過してもなお工事が完了していない宅地開発であって、開発者に当該宅地開発の工事を完了させる意思又は能力がないと認められるものについては、当該宅地開発許可を取り消すことができる。

### 第4章 公共施設等の基準

(道路に関する技術的細目)

第15条 都市計画法第33条第1項第2号の基準に係る技術的細目において、道路に関して定められた制限のうち、小区間で通行上支障がない場合における予定建築物等の敷地に接するように配置すべき道路の幅員の最低限度は、同条第3項の規定により、5メートル以上とする。

2 都市計画法第33条第1項第2号の基準に係る技術的細目において、道路に関して定められた制限のうち、開発

区域内の道路の構造は、同条第3項の規定により、アスファルト・コンクリート舗装とする。ただし、安全かつ円滑な交通に支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(公園等に関する技術的細目)

第16条 都市計画法第33条第1項第2号の基準に係る技術的細目において、公園、緑地又は広場(以下「公園等」という。)に関して定められた制限のうち、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為であって、主として住宅の建築の用に供する目的で行うものについては、同条第3項の規定により、施設の種別は公園とする。ただし、開発区域周辺の公園の整備状況等により、その必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

2 都市計画法第33条第1項第2号の基準に係る技術的細目において、公園等に関して定められた制限のうち、市街化調整区域内での開発行為であって、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の主として住宅の建築の用に供する目的で行うものにおいて設置すべき公園等の面積は、同条第3項の規定により、当該開発区域の面積の6パーセント以上とする。

(排水施設の設置)

第17条 開発者は、市街化調整区域内において、0.3ヘクタール以上の宅地開発を行う場合は、防災調整池を設置するものを除き、雨水流出抑制施設(宅地開発に伴い増加する雨水の流出量を抑制し、下流の河川等の負担の軽減を目的として設置する施設をいう。)を設置しなければならない。ただし、宅地開発区域及びその周辺の土地の地形又は地質の状況により、その必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

## 第5章 雑則

(指導、助言及び勧告)

第18条 市長は、開発予定者又は開発者が第2章、第3章及び前条の規定に違反した場合は、当該開発予定者又は開発者に対し、必要な措置を講じるよう指導、助言又は勧告を行うことができる。

(勧告に従わない者の公表)

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、当該勧告を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)、氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及びその内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる勧告を受けた者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、当該勧告を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、意見の聴取を行う期日及び場所並びに同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつでも当該勧告を受けた者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から14日間を経過したときに、当該通知が当該勧告を受けた者に到達したものとみなす。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に既に都市計画法第32条の規定に基づく協議又は宅造許可申請を行った者については、第2章及び第4章の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の日前に既に工事に着手した場合の宅地開発許可標識の設置については、第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に既に宅地開発許可を受けた場合の第14条第2項の規定の適用については、同項中「宅地開発許可を受けた日」とあるのは、「平成19年10月1日」とする。

## ⑫ 鹿児島市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例

〔平成19年10月1日  
条 例 第63号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第1項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)の定めるところによる。

(特別用途地区内の建築制限)

第3条 別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、



市長が公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- 2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ鹿児島市建築審査会の意見を聴かなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第4条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築し、又は改築する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、当該増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が、基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後における床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 用途の変更(政令第137条の18に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。

- 2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

(既存の建築物の用途変更に係る類似の用途)

第5条 政令第137条の19第3項の規定により指定する類似の用途は、政令第137条の18に規定する類似の用途とする。

(建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合等の措置)

第6条 建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合において当該敷地の過半が特別用途地区に属するときは、当該敷地内の建築物の全部について、第3条の規定を適用する。

- 2 建築物の敷地が2以上の特別用途地区にわたる場合においては、当該敷地内の建築物の全部について、当該敷地の過半が属する特別用途地区の区分に係る規定を適用する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主  
(2) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

付 則(平成26年6月26日条例第43号)

この条例は、平成26年6月30日から施行する。

付 則(平成28年12月26日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

(平26条例43・一部改正)

特別用途地区	建築してはならない建築物
第一種特定建築物制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これらに類する用途又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
第二種特定建築物制限地区	物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が8,000平方メートルを超えるもの
第三種特定建築物制限地区	物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの

## ⑬ 鹿児島市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例

平成21年10月5日  
条例 第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条の2(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、特定用途制限地域内における建築物及び工作物の用途の制限について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)の定めるところによる。

2 この条例において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条第1項の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。

(適用地域)

第3条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により市長が告示した都市計画に定める特定用途制限地域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 別表左欄に掲げる特定用途制限地域内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 市長が当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものについては、前項の規定は、適用しない。

3 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、鹿児島市建築審査会の意見を聴かなければならない。ただし、同項の規定による許可を受けた建築物の増築、改築又は移転で規則で定めるものについて許可をする場合においては、この限りでない。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

5 第2項の規定による許可には、当該地域の合理的な土地利用並びに良好な環境の形成及び保持のために必要な限度において、条件を付することができる。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築し、又は改築する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、当該増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が、基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後における床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 前条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(5) 用途の変更(政令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。

2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

(工作物の用途の制限等)

第6条 特定用途制限地域内においては、法別表第2(ぬ)の項第3号(13)及び(13の2)並びに(る)の項第1号(21)の用途に供する工作物(土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び建築物の敷地(法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。)と同一の敷地内にあるものを除く。)は、築造してはならない。

2 前項の場合においては、第4条第2項から第5項まで及び前条の規定を準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「第6条第1項」と、「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## (罰則)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第6条第1項の規定に違反した場合における当該工作物の築造主
- (3) 法第87条第2項又は第3項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- (4) 法第88条第2項において準用する法第87条第2項又は第3項の規定により準用される第6条第1項の規定に違反した場合における当該工作物の所有者、管理者又は占有者

## (両罰規定)

第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

## 付 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

(鹿児島市手数料条例の一部改正)

- 2 鹿児島市手数料条例(平成12年条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則 (平成30年3月22日条例第29号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表(第4条関係)

特定用途制限地域		建築してはならない建築物
地域中心地区	環境整序型	1 法別表第2(に)の項第3号、第7号及び第8号に掲げるもの 2 法別表第2(ほ)の項第2号及び第3号に掲げるもの 3 法別表第2(へ)の項第3号に掲げるもの 4 法別表第2(と)の項第4号に掲げるもの 5 法別表第2(り)の項第2号及び第3号に掲げるもの 6 法別表第2(ぬ)の項第3号に掲げるもの 7 法別表第2(る)の項第1号に掲げるもの
	幹線道路沿道型	1 法別表第2(と)の項第4号に掲げるもの 2 法別表第2(り)の項第2号及び第3号に掲げるもの 3 法別表第2(ぬ)の項第3号に掲げるもの 4 法別表第2(る)の項第1号に掲げるもの

特定用途制限地域		建築してはならない建築物
田園居住環境保全地区	環境保全型	1 法別表第2(は)の項第5号に規定する用途に供するもののうち政令で定めるものであって、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの 2 法別表第2(に)の項第3号に掲げるもの 3 法別表第2(ほ)の項第2号及び第3号に掲げるもの 4 法別表第2(へ)の項第3号に掲げるもの 5 法別表第2(り)の項第2号及び第3号に掲げるもの 6 法別表第2(ぬ)の項第3号に掲げるもの 7 法別表第2(る)の項第1号に掲げるもの 8 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	幹線道路沿道型	1 法別表第2(に)の項第3号、第7号及び第8号に掲げるもの 2 法別表第2(ほ)の項第2号及び第3号に掲げるもの 3 法別表第2(へ)の項第3号に掲げるもの 4 法別表第2(と)の項第4号に掲げるもの 5 法別表第2(り)の項第2号及び第3号に掲げるもの 6 法別表第2(ぬ)の項第3号に掲げるもの 7 法別表第2(る)の項第1号に掲げるもの

## (7) 鹿児島市都市計画審議会審議状況一覧表（令和2年度～令和3年度）

審議会	年月日	審 議 案 件	名 称 等	決定/変更の告示		
				番 号	年月日	
第72回	R2.5.22	鹿児島市都市計画審議会都市計画提案評価小委員会の委員の選任について		—	—	—
〃	〃	鹿児島市都市計画地区計画の決定について	シャイニータウン草牟田地区	市	671	R2.6.10
〃	〃	慈眼寺公園周辺地区景観計画（案）について		—	—	—
第73回	R2.10.30	産業廃棄物処理施設の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について	斜木建設㈱	—	—	—
第74回	R3.1.20	産業廃棄物処理施設の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について	㈱フタマタ開発	—	—	—
第75回	R3.5.21	一般廃棄物処理施設の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について	㈱高山金属	—	—	—
〃	〃	産業廃棄物処理施設の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について	㈱高山金属	—	—	—
〃	〃	鹿児島市都市計画地区計画の決定について	シャイニーヒル魚見地区	市	761	R3.6.16
第76回	R3.8.17	かごしまコンパクトなまちづくりプランの一部変更について		—	—	—
〃	〃	第二次かごしま都市マスタープランの素案について（報告）		—	—	—
第77回	R3.11.4	一般廃棄物処理施設の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について	㈱勝利商會	—	—	—
〃	〃	鹿児島市都市計画地区計画の決定について	吉野第二地区	市	1327	R3.12.24
〃	〃	鹿児島市都市計画用途地域の変更について	吉野第二地区	市	1328	R3.12.24
第78回	R4.3.18	鹿児島市都市計画通路の変更について	武町通り（立体的な範囲）	市	506	R4.4.22
〃	〃	第二次かごしま都市マスタープランの原案について		—	—	—